

# 淡海子ども・若者プランの主要事業実績・成果(平成26年度)

～子育て三方よし 生まれる前から自立まで～

## 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

施策名	施策の方向性	
(1) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進	<p>①ともに関わり、支える地域づくり 「子によし」、「親によし」、「世間によし」の「子育て三方よし」のメッセージを発信し、子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成にともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育みます。</p> <p>②よりよい家庭環境づくり 家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境を作る意識を育みます。</p> <p>③子どもの人権を尊重していくための意識づくり 子どもの人権を尊重し、その可能性をのばしていくことが大切であるという意識を育みます。</p>	
<b>評価</b>	<p>保育所等を利用せず子育てをしている世帯は、地域や親同士のつながりが少なく、また、子育て支援情報も得にくい環境にあることから、そうした世帯へ子育て支援情報を発信するとともに、地域社会で子育てを支える意識の高揚を図ることによって、参加・交流が促進された。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識の解消や主体的に生き方を選択できる力の向上の取組が進んでいる。</p> <p>「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動推進事業では、小・中学生を対象にしたポスターコンクールの実施や啓発資料の貸し出しにより、基本的な生活習慣や生活リズムの大切さについて啓発することができた。</p> <p>協定締結に向けた企業・事業所への取組をおとして、企業を含めた社会全体で子どもの育ちを支える気運の醸成が図られつつある。</p> <p>人権課題に関わる実践的な講座を通して、子どもの人権を尊重していくための教職員の意識の高揚につながった。</p>	
<b>今後の課題等</b>	<p>子育てを地域社会で支えることの大切さを発信し、その気運の醸成を図っているが、これが地域社会に定着するには、今後とも「子育て三方よし」の考え方を県民に発信し、社会全体で子育てを支える意識の一層の浸透を図るとともに、子育て・子育てを支える地域づくりが必要である。</p> <p>副読本の活用率100%を目標に掲げているが、授業時間の確保が困難という課題があり、特に中学・高校において活用率が伸び悩んでいる。引き続き、現場(教員)へのアンケート結果を参考に教育現場に即した副読本づくりを進め、教育委員会と連携して活用率の向上に取り組み、男女共同参画の意識の醸成や実践につなげていく必要がある。</p> <p>教職員が男女共同参画の理念を理解し、指導することが重要であり、教職員らに対する研修や意識啓発の充実を図っていく必要がある。</p> <p>「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動推進事業については、スポーツ健康課や健康医療課の取組と密接に関連しているため、情報交換を密にし、連携を強化する。基本的な生活習慣や態度を身につけることの大切さの理解を促進するために、引き続き、生活リズムの向上に関わる情報の収集とその提供に努める必要がある。</p> <p>家庭の教育力の向上に向けた職場づくりをさらに推進するため、引き続き県内企業事業所へ家庭教育協力企業協定の締結を働きかけるとともに、制度の在り方についての検討を進める必要がある。</p> <p>教育現場での世代交代が進んでいく中、人権教育推進の中核となるリーダーを育成し、学校全体の実践的指導力の向上を図る必要がある。</p>	
	1-(1)-①	ともに関わり、支える地域づくり
<b>関連事業名</b>	「子育て三方よしコミュニティ」推進事業	<b>所管</b>
<b>事業実績</b>	<p>(1) 子育て支援機関交流事業 ネットワークの構築のための研修・情報交換</p> <p>(2) 子ども未来基金事業 民間団体等が行う子育て支援活動を支援する目的で、(社福)滋賀県社会福祉協議会が造成している「子ども未来基金」の運営に対して補助を行った。</p>	子ども・青少年局
<b>成果</b>	<p>「子ども未来基金」の助成により、地域の子育て支援活動の立ち上げや活動の支援、子どもの遊び場づくりなどに役立てられ、多様な主体による地域の子育て支援が図られた。また、地域の子育て支援機関の交流を図った。</p>	

# 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

具体的取り組み	1-(1)-②	よりよい家庭環境づくり	
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業		所管
事業実績	<p>男女共同参画社会の実現をめざし、青少年期から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、小中高校用副読本を作成・配布した。また、授業での活用を促すため、副読本を活用したモデル授業を実施した。</p> <p>【児童生徒用副読本、指導者用手引きの配布および活用】 副読本 ・小学生用(16,011部)、中学生用(15,765部)、高校生用(14,891部) 手引き ・小学生用(1,629部)、中学生用(1,061部)、高校生用(507部) 活用率 ・小学生用(H25→H26:86.9%→93.9%)、中学生用(50.9%→62.6%)、高校生用(41.9%→54.0%)</p> <p>【副読本を活用したモデル授業の実施】 小学生用副読本を活用したモデル授業を実施。 モデル授業の後、副読本の活用について、意見交換を実施。 ・大津市立藤尾小学校 ①実施日:11月20日 ②科目:学級活動 ③参加教員等人数:6名</p> <p>【教職員講座の実施】 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進と正しい理解を深めるため、教職員講座(10年経験者研修および初任者研修における選択研修の一つに位置付け)を実施し、その中で副読本の活用の目的や活用状況等について周知した。 実施日:8月6日 参加教員等人数:36名</p>		女性活躍推進課
成果	副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない言動が見られるなど、子どもたちが男女共同参画について学び、考えるための一助となった。また、副読本を活用したモデル授業を実施することで、教員が副読本を活用した授業の持ち方を効率的に学べるとともに、意見交換等により男女共同参画社会の実現の必要性への理解が深まった。		
関連事業名	「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動推進事業		所管
事業実績	<p>・小・中学生を対象にしたポスターコンクールを実施。 県内124校より871点の作品の応募、入賞作品を6点選定 県PTA研究大会において表彰</p> <p>・「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発グッズ(ポスター入賞作品、のぼり旗、ジャンパー、CD等)の貸出。</p> <p>・大臣表彰の推薦 24年度に新設された、優れた活動を表彰する表彰制度。課内で選考会を開催し、竜王町立竜王西幼稚園の1件を文科省に推薦。</p>		生涯学習課
成果	<p>・大臣表彰の受賞 推薦した1団体が受賞</p> <p>・ポスターコンクール入賞作品の中から啓発ポスターを作成し、配布した県内関係機関で啓発することができた。</p>		
関連事業名	企業内家庭教育促進事業		所管
事業実績	<p>・県内1,354企業・事業所と家庭教育協力企業協定制度に基づく協定を締結。 ・協定企業の協賛により家庭教育啓発ポスターを2800枚作成。</p>		生涯学習課
成果	平成25年度末1280企業・事業所から74企業・事業所が増加し、協定企業の協賛を得て、家庭教育啓発ポスターを作成するなど、企業における家庭教育の大切さについての理解が広がっている。		
具体的取り組み	1-(1)-③	子どもの人権を尊重していくための意識づくり	
関連事業名	人権教育パワーアップ事業(人権教育リーダー養成講座)		所管
事業実績	<p>・人権教育に関する効果的な指導方法等について講義や研究協議等を行い、若手世代および人権教育推進の中核となる中堅世代のリーダーを養成することを目的に実施した。 全6日(基礎講座3日、実践講座3日) 修了者数 基礎講座132名、実践講座129名、計261名</p>		人権教育課
成果	講座受講者の評価は基礎講座平均4.4、実践講座平均4.4(5段階評価)と高く、学校での実践に結びつく内容となった。また、受講者がそれぞれの所属において、伝達報告等をし、人権教育推進リーダーとしての実践概要について年度末に報告することとしたため、より広く県内の教職員に伝えることにもつながった。		

# 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

施策名	施策の方向性
(2) 子育てをしながら働くことのできる職場環境づくり	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できるよう、事業主の意識改革や職場の上司や同僚の理解の促進など、雇用環境の整備を進めます。また、男性が子育てに関わることができるとともに、妊娠・出産後も女性が引き続き就業できる職場づくりを進めます。
評価	<p>仕事と生活の調和推進事業では、各事業を通じて、男性も女性も子育てをしながら働くことのできる職場環境づくりへの気運が高まっている。</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進企業登録や中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進事業を通じて、県内企業にワーク・ライフ・バランスに対応した経営の必要性を広めることができた。</p> <p>男性の育児休業取得奨励金は、その企業で初の男性の育児休業取得者が出た場合を対象としており、男性の育児休業取得の広がりを通じて男女がともに子育てに関わるための職場環境づくりを促進することができた。</p> <p>女性の就労トータルサポート事業については、利用者から「何から手をつけていいかわからなかったけれど、カウンセリングを重ねて、ゆっくりと自分を見つめ直すことができた。」「これから進む道が見えるようになった」といった声が寄せられており、就労や社会参画の意欲があるが、「子育て・家事」を理由に就職活動を行っていない人へ、一人ひとりのニーズや悩み、課題にきめ細やかに応じるワンストップの窓口を設置することにより、女性の再就職等に向けての支援を行うことができた。</p> <p>就労経験が乏しい等の理由で失業状態にある母子家庭の母等や、出産・育児を理由に離職し、再就職を希望する女性等に対して、就労への再チャレンジの機会を提供し、職業的自立を促すため、女性の就労ニーズに応じた職業訓練を行い、一定の成果があった。</p>
今後の課題等	<p>社会的気運の醸成や職場・地域での実践の広がりに向けた取組を進め、少しずつ社会的な気運醸成につながっているが、厳しい雇用環境・経済環境の中で主体的・積極的に取り組むという状況に至っていない。</p> <p>一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現には、仕事と生活の調和が必要不可欠であるという理解を深めるとともに、個人・企業等それぞれのメリット、好事例を示し、地域や家庭、職場において一人ひとりの実践に結びつく事業を、様々な機関と連携しながら引き続き展開していく必要がある。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの取組については、女性従業員の少ない業種や中小企業において取組がまだまだ進んでいない現状があり、またワーク・ライフ・バランスに取り組むためには経営者の決断と関与が大きいことから、引き続き中小企業関係団体と協働して取組を推進していく必要がある。</p> <p>男性の育児休業取得奨励金支給事業が、対象となる男性従業員のいる企業に漏れなく活用されるよう、関係部局とも連携して引き続き企業に対する情報提供を行い、利用の促進を図る必要がある。</p> <p>女性の就労トータルサポート事業について、市町はもとより、地域の子育て支援団体等との連携により、滋賀マザーズジョブステーションではどのような支援を受けられるのか、わかりやすく伝えていく取組を通じて、県下各地域への一層の浸透を図っていくことが必要である。</p> <p>今後も引き続きニーズにマッチした内容の職業訓練の実施に努めるとともに、公共職業安定所、市町および滋賀マザーズジョブステーションなど関係機関との連携により、訓練の周知を行うことにより受講促進を図り、就職率の向上を図る必要がある。</p>

# 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

具体的取り組み	1-(2)-ア	男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり	
関連事業名	仕事と生活の調和推進事業		所管
事業実績	<p>「仕事と生活の調和推進会議しが」の運営〔H20～〕          事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組むため、平成20年6月に滋賀労働局と共同で立ち上げた「仕事と生活の調和推進会議しが」において、社会的気運の醸成や職場・地域での実践の広がりに向けた取組を展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容：「仕事と生活の調和推進月間」（11月）の設定と集中的な広報・啓発の実施など</li> </ul> <p>○仕事と生活の調和推進講演会の開催（11/21、参加者 103人）          これから生き抜く企業の経営戦略として、社員とその家族の幸せを業績向上に結びつけるワーク・ライフ・バランス経営を進めていくために、経営者に求められることは何かをテーマに講演会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演：「ワーク・ライフ・バランス実践企業に学ぶ 経営者にとって本当に大切なものとは？」</li> <li>・講師：坂本 光司 氏（法政大学大学院政策創造研究科教授、同大学院静岡サテライトキャンパス長）</li> </ul> <p>○「仕事と生活の調和推進月間」啓発ポスター・クリアファイルの作成・配布          11月の「仕事と生活の調和推進月間」を契機として、県民一人ひとりがライフスタイルや職場環境を見直せるようポスターおよびクリアファイルを作成・配布し、実践への気運が高まった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成部数：啓発ポスター 1,000枚、啓発クリアファイル 3,000枚</li> <li>・配布先：経済団体、県内企業、公共施設など</li> </ul> <p>○「滋賀のイクメン・カジダンフォトコンテスト2014」の実施          家事や育児に積極的な男性の写真作品を募集し、入賞作品を表彰するとともに、県内各所で展示することにより、男女の固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和の推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集期間：7/1～9/3 ・応募総数：116件</li> <li>・表彰：最優秀賞1点、優秀賞3点、特別賞6点 計10点</li> <li>・展示：ピバンティ彦根（11/3～11/8）、県立男女共同参画センター（11/9～11/17）              イオンモール草津（11/18～12/2）、県庁県民サロン（3/2～3/27）</li> </ul>		女性活躍推進課 [子ども・青少年局、労働雇用政策課、生涯学習課]
成果	<p>経済・労働団体、地域団体、行政が連携して行った推進月間の広報・啓発活動、男性を対象とした写真コンテストにより、地域や家庭、職場において一人ひとりの実践への気運を高めることができた。</p>		
具体的取り組み	1-(2)-イ	男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり	
関連事業名	ワーク・ライフ・バランス企業応援事業		所管
事業実績	<p>○滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録件数          H26年度末登録企業数(累計) 699社</p> <p>○「仕事と育児の両立を応援します」の発行(15,000部)</p> <p>○中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員の設置(1名)</p> <p>○中小企業関係団体との協働 9商工会、県商工会連合会</p> <p>○セミナー等の開催 7回</p> <p>○取組支援企業 9社</p> <p>○啓発冊子「クローズアップ ワーク・ライフ・バランス」の発行(1,000部)</p> <p>○「働くあなたへ 絵てがみ・イラスト作品展」の実施          ワーク・ライフ・バランスについて、社会全体の気運を高めるため、働く人や働くを支える家族等からのメッセージを表した絵てがみを募集し、展示を行った。 H26年度応募点数 713点</p>		労働雇用政策課
成果	<p>中小企業関係団体と協働して、セミナーの開催や企業を訪問しての経営者等への説明や具体的な取組内容のアドバイスなどを通じて、ワーク・ライフ・バランス取組企業の拡大を図ることができた。</p> <p>また、啓発資料の作成・配布や「働くあなたへ 絵てがみ・イラスト作品展」の実施などを通じて、ワーク・ライフ・バランスについての気運を高めることができた。</p>		
関連事業名	男性の育児休業取得奨励金支給事業		所管
事業実績	<p>育児休業を取得する男性を雇用する事業主に対して奨励金を支給した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨励金支給事業主 2社（支給総額 400千円）</li> </ul>		
成果	<p>男性の育児休業取得奨励金については、関係団体等への情報提供やホームページへの掲載等により制度の周知に努め、民間企業における男性の育児休業取得の促進につなげることができた。支給を受けた事業主や当該育児休業取得者からは、ワーク・ライフ・バランスや夫婦での助け合い、家庭における家事、育児の大変さなどへの理解が深まった等の声があり、こうした声もホームページにおいて紹介することができた。</p>		子ども・青少年局

# 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

具体的取り組み	1-(2)-ウ 女性の再就職の支援	
関連事業名	女性の就労トータルサポート事業	所管
事業実績	<p>「滋賀マザーズジョブステーション」の運営(男女共同参画課、子ども・青少年局、労働雇用政策課)            出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性等を対象として、仕事と子育ての両立に向けたアドバイス、一時保育の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介など一貫した就労支援をワンストップでできるシステム(滋賀マザーズジョブステーション)を県内2ヶ所で運営を行った。</p> <p>設置場所:①滋賀県立男女共同参画センター内            ②エルティ932・ガーデンシティ草津 3階</p> <p>設置窓口:マザーズ就労支援相談、母子家庭等就業・自立支援センター、ハローワークマザーズコーナー            相談件数(3窓口): 4,457件            ハローワーク求人検索機利用件数:1,682件            各種講座(就職に向けての実践的セミナー、公共職業訓練)の受講者数:延べ1,450人            法律相談件数(母子家庭対象):45件            福祉人材センター、ナースセンター、保育人材バンクとの連携による巡回相談件数:65件            就職面接時の託児利用者数:45人</p>	女性活躍推進課[子ども・青少年局、労働雇用政策課]
成果	<p>基本構想に掲げる「働く場の橋架けプロジェクト」の取組として、出産や子育て等による離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育てに悩む女性、社会へ一歩踏み出したい女性に対し、就労等を総合的にワンストップで行う窓口を設置して、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや一時保育の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介などの支援を行うことにより、女性の抱えている様々な不安や悩みの解消、本人の希望の実現につなげることができた。</p> <p>就職状況:550件</p>	
関連事業名	女性の再チャレンジ支援能力開発事業	所管
事業実績	<p>○母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練期間 : 2～3ヶ月間</li> <li>・実施形態 : 集合型 12名×4コース 計48名 優先型 ※離転職者対象コースの一部に優先枠を設けて実施(定員22名)</li> <li>・訓練内容 : パソコン、経理事務、介護員養成、医療事務等</li> </ul> <p>・平成26年度実績            受講者 14名 修了者 14名 就職者 10名 就職率 71.4%</p> <p>○出産・子育て等を理由に離職した女性等を対象とした短期間の職業訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練期間 : 10日間</li> <li>・実施形態 : 集合型 ①15名×4コース ②10名×2コース 計80名</li> <li>・訓練内容 : パソコンの基本操作の習得(ワード・エクセル基礎コース、実務活用コース、検定対策コース等)</li> </ul> <p>・平成26年度実績            受講者 74名 修了者 67名 就職者 28名 就職率 40.0% ※就職者には中退就職者3名を含む</p>	労働雇用政策課
成果	<p>○母子家庭の母等を対象とした職業訓練の受講者を一定就職に結びつけることができた。</p> <p>○出産・子育て等を理由に離職した女性等を対象とした短期間の訓練については、託児サービスの提供により受講しやすい環境を整備した結果ほぼ定員を充足し、短期間の訓練ながら一定の就職に結びつけることができた。</p>	

## 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

施策名		施策の方向性	
(3)子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり		良好な住宅や良好な居住環境の整備や、子どもや子ども連れの人が安心して外出できるよう、公共施設や交通機関などにおけるユニバーサルデザイン化を進め、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。また、子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう犯罪のないまちづくりの取り組みなどを推進します。	
<b>評価</b>			
淡海子育て応援団事業の取組を周知することにより、子ども・若者の育成にともに関わり、支える地域づくりについて、その気運の醸成を図ることができた。 県民の自主防犯意識も高まってきており、「けいたくんの防犯情報」の登録者数も昨年比で格段に増加している。			
<b>今後の課題等</b>			
淡海子育て応援団への登録事業所をさらに増やすとともに、登録事業所数の少ない地域の登録を促進することにより、全県において子育て支援の輪を広げていく必要がある。 犯罪発生情報や防犯情報などをタイムリーに提供できるよう、引き続き登録者数を増やす取組を行うとともに、より県民の意識と心に届く配信内容に努める必要がある。			
<b>具体的取り組み</b>		1-(3)-イ 安心して外出できる環境の整備	
<b>関連事業名</b>	淡海子育て応援団事業		<b>所管</b>
<b>事業実績</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て家庭が利用しやすい設備の整備や優遇される商品などの提供に取り組む事業所を「淡海子育て応援団」として登録し、その子育て支援サービスの内容をホームページやパンフレット等により情報提供した。</li> <li>淡海子育て応援団登録事業所の獲得にあたっては、企業を直接訪問・説明するなどにより実績を挙げた。</li> </ul> 淡海子育て応援団登録事業所数 平成26年度末時点 1,461事業所		子ども・青少年局
<b>成果</b>	企業による主体的な子ども・若者育成支援の理解の深まりにより、子育て家庭が利用しやすい設備の整備や優遇される商品などの提供に取り組む事業所を増やすことができた。		
<b>関連事業名</b>	防犯情報のメール送信		<b>所管</b>
<b>事業実績</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪発生情報と防犯情報などを「しらが」の滋賀県警察防犯情報「けいたくんの防犯情報」として、メールによる情報をタイムリーに配信している。</li> </ul> 平成27年3月末の登録者数 39,264人(平成26年3月末 33,937人) 平成26年中の配信数64件(防犯関係情報53件、交通安全関係情報11件)		警察本部 生活安全企画課
<b>成果</b>	登録者数も年々増加しており、多くの県民に犯罪発生情報等をタイムリーに提供している。		

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

施策名	施策の方向性	
(1) 子供が生まれる前、生まれてからの支援の充実	親が子育てに自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全な環境で生まれて育っていけるよう、児童虐待の未然防止や早期発見という視点を常に意識しつつ、妊娠期から継続的な親子支援を実施します。	
<b>評価</b>	<p>メールによる相談を増やして、様々な方法で相談者のニーズに合った相談に応じることができた。相談件数の絶対数は減少しているが、相談1件あたりの時間は増加しており、個別性を重視した質の高い相談となっている。</p> <p>マタニティマークの周知により、妊婦を支援し、安心して産み育てる環境づくりの推進につながった。</p> <p>小児救急電話相談事業の実施により、小児の急病時の保護者の不安を解消するとともに、軽症救急患者の減少による小児救急医療体制の強化と医療機能分化の推進が図られた。</p>	
<b>今後の課題等</b>	<p>育児不安など相談内容が複雑化しており、個別性に対応するために一回当たりの相談に以前より時間を要している。相談機関としての認知度を高め、更に多くの住民が、必要時に利用できるよう周知を図る必要がある。</p> <p>安心して生み育てる環境づくりのため、今後も、マタニティマークの普及を通して妊娠や妊婦についての理解を促進するとともに、これから親になる人を対象とした健康教育について、回数や内容を充実していく必要がある。</p> <p>小児救急電話相談体制の充実を図るとともに、さらなる啓発活動を実施していく必要がある。</p>	
<b>具体的取り組み</b>	2-(1)-ア 安全・安心な妊娠・出産の確保	
<b>関連事業名</b>	子育て・女性健康支援事業 児童虐待予防母子保健事業	所管
<b>事業実績</b>	<p>○子育て・女性健康支援事業 思春期から子育て期の女性の健康問題等についての相談を実施し、育児不安の軽減を図るとともに子どもの心安らかな発達を促進。 相談件数 延べ 1,647件      健康教育 30回</p> <p>○児童虐待予防母子保健事業 虐待予防に従事する市町等の母子保健担当者等の資質向上のための研修会を開催。 計5回（参加者240名）</p>	健康医療課
<b>成果</b>	思春期から将来親になる前の世代に対し身体面だけでなく精神面の相談も含めて相談を受けることができている。課題にあわせて研修会を実施することにより、母子保健従事者の虐待予防に関する理解が深まった。	
<b>関連事業名</b>	妊婦支援啓発事業	所管
<b>事業実績</b>	<p>妊娠・出産あんしん情報事業</p> <p>○まちの助産師さん、あんしんマップ作成・配布 身近な地域の助産師さんを紹介する情報マップの作成し、母子健康手帳交付時や産婦人科医療機関等に配布し、啓発を行った。</p> <p>○県民公開講座による啓発（滋賀県産婦人科医会） テーマ：将来、こどもを産み育てるために知っておきたい性に関する知識 女性のライフプラン、若年妊婦と熟年妊婦等 対象者：高校生、大学生、教育関係者、保健医療関係者、その他関心のある県民等</p>	健康医療課
<b>成果</b>	助産師あんしんマップの作成、配布：20,000部 県民公開講座の参加者：282人	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

具体的取り組み	2-(1)-イ	子どもの健康の確保
関連事業名	小児救急電話相談事業	
事業実績	・実施日数:365日 相談時間:平日および土曜日 午後6時～翌朝8時 日曜日、休日および年末年始 午前9時～翌朝8時 相談件数:18,791件(年間)	
成果	「赤ちゃん子どもの応急手当て」のパンフレットや、滋賀県公式Facebook等により、当事業を普及啓発しており、平成26年度においては、1日平均51.5件の相談に対応した。	
		所管
		健康医療課



## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

施策名	施策の方向性	
(2) 地域における子育て支援の充実	<p>地域の中に、子どもの成長・自立の基礎となる育ち、遊びの場を確保していくとともに、子どもや子育て家庭にみんなが関わり、支える子育て支援ネットワークを構築します。</p> <p>また、仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育の量の拡充と質の向上や多様な保育ニーズに対応する施策を推進します。</p>	
<b>評価</b>	<p>「子ども未来基金」の助成を活用した多様な主体による地域の子育て支援により、子どもが健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりが促進された。</p> <p>淡海子育てマイスター事業において、子育てを支援する人材の育成ができた。様々な立場の人の幅広い参加があり、受講者間のネットワーク作りの場としても充実してきた。</p> <p>待機児童の多い都市部を中心に保育所整備による定員増を図っているが、潜在的待機児童の顕在化など、依然として待機児童の解消には至っておらず、引き続き、保育所整備や家庭的保育による定員増が必要である。</p> <p>家庭的保育については、事業実施が所数が昨年度と比べて増えたことにより、受入児童数が増加した。適切な生活リズムや密接な仲間関係など、集団生活へ円滑に移行するための経験を得る機会が提供された。</p> <p>保育人材バンクの開設により、子育て等の理由により保育現場から離れている「潜在的保育士」の掘り起こしとともに、情報提供、現場復帰に向けた研修や実習等を実施することにより、保育人材の確保が図られた。</p> <p>就労形態の多様化に対応した多様な保育の充実により、仕事と家庭の両立を支援した。</p> <p>障害のある子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな保育の実施を推進した。</p>	
<b>今後の課題等</b>	<p>民間のグループまたは団体等の子育て支援活動がさらに広がるため、「子ども未来基金」の活用について、小規模・新規グループ等にまで周知するとともに、申請団体数に地域差があるため、各市町社会福祉協議会等を通じ、さらなる周知を図る必要がある。</p> <p>淡海子育てマイスター事業などにより、地域の子育て支援者の人材確保と資質の向上を図り、地域の子育て支援活動を広げていくとともに、受講者が受講修了後に活動できる場へつなげていく仕組みを検討する必要がある。</p> <p>引き続き、安心子ども基金を活用して、市町が行う保育所等整備を積極的に支援するなど、待機児童の解消を図っていく必要がある。</p> <p>家庭的保育については、今後家庭的保育者（保育ママ）の資格要件や認定基準など制度について普及啓発を進めるとともに、事業の実施に必須となる連携保育所の確保を支援して行く必要がある。</p> <p>保育人材の確保のため、保育士を養成している大学等との連携を強め、保育人材バンクへの登録者の増加を図るとともに、救職者、求人者のマッチングを促進するため、就労条件（常勤・非常勤、時間等）等、きめ細やかな情報の提供が必要である。</p> <p>引き続き、さまざまな保育需要に対する保育の充実について、各地域における保育需要の正確な把握に努めるとともに、市町や保育所の実施体制づくりについて支援を行う必要がある。</p> <p>今後も、引き続き障害児保育の充実について、保育所職員の資質・専門性の向上や保育所の実施体制づくりについて支援を行う必要がある。</p>	
<b>具体的取り組み</b>	2-（2）-イ 多様な主体による子育て支援とネットワークづくり	
<b>関連事業名</b>	「子育て三方よしコミュニティ」推進事業（子ども未来基金事業）	<b>所管</b>
<b>事業実績</b>	<p>・滋賀県社会福祉協議会に創設した「子ども未来基金」から、子育て支援活動を行う民間のグループまたは団体等に対し助成。（滋賀県は滋賀県社会福祉協議会に対し事務費を補助している。）</p> <p>H26年度実績          応募総数 72件、申請金額合計 15,349,665円          助成決定数 62件、助成金額合計 11,702,936円</p>	子ども・青少年局
<b>成果</b>	<p>「子ども未来基金」の助成により、地域の子育て支援活動の立ち上げや活動の支援、子どもの遊び場づくりなどに役立てられ、多様な主体による地域の子育て支援が図られた。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

関連事業名	淡海子育てマイスター事業	所管
事業実績	・子育て支援者および支援活動に関心を持つ人を対象に、子育てに関する専門的な知識やスキルを修得することを目的に開催。 受講者数 111名 全講座修了者数 35名	子ども・青少年局
成果	参加者に対するアンケートでも、「役に立った」という声が多く、満足度は高かった。 全講座修了者のうち、家庭生活支援員への新規登録が10名あった。	
具体的取り組み	2-（2）-ウ 保育の量の拡大と質の向上	
関連事業名	子育て支援環境緊急整備事業(保育所等整備事業)	所管
事業実績	子育て支援対策臨時特例交付金により造成された「安心こども基金」により、市町が行う保育所等整備事業に補助を行った。 (平成26年度実績) 8市28施設の整備に対して助成 1,442名の定員増	子ども・青少年局
成果	保育所待機児童の解消を図るため、市町が行う保育所整備事業に対する補助を行い、保育所定員で1,422名の定員増を図るなど、保育の量的拡充を図った。	
関連事業名	保育緊急確保事業(家庭的保育事業)	所管
事業実績	・家庭的保育者が自身の居宅等において行う、少人数の子どもの保育などに要する経費を補助。 家庭的保育事業 12か所	子ども・青少年局
成果	待機児童の多い地域などの特別な保育需要について、柔軟な対応が実現できるよう支援した。 また、連携保育所に対しても補助を行うことで、地域における保育環境の充実を促進した。	
関連事業名	保育人材確保構築事業	所管
事業実績	保育施設における保育士不足を解消するため、保育士・保育所支援センターを開設し、潜在的保育士(保育士有資格者で未就業の者)の掘り起こし、就業相談、就職あっ旋、再就職を支援するための研修を実施したほか、就職フェアの開催など新卒者の確保、相談窓口の設置や就労継続研修の開催など、現任保育士の就労継続を支援し、保育士の確保を図った。 (1)保育人材バンク(無料職業紹介所) 就労者数 32人(うち保育士29人) (2)就職フェアの開催 2回開催 延べ 211人参加 (3)潜在的保育士再就職支援研修会の実施 2回(各回4日)開催 参加者数 16人(延べ54人) (4)継続支援研修 5回開催 延べ116人参加 (5)相談件数 257件	子ども・青少年局
成果	保育人材バンクを通じた就労者数は年々増えており、平成26年度において、29人が保育士として就労に結びついた。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

具体的取り組み	2-(2)-1 多様な保育ニーズに対応する施策の推進	
関連事業名	保育対策等促進事業(延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、低年齢児保育、3歳児保育)	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な保育需要に対する保育の充実のため、実施にかかる経費を市町を通じて助成。</li> <li>延長保育実施か所数      110 か所</li> <li>休日保育実施か所数      14 か所</li> <li>特定保育実施か所数      2 か所</li> <li>病児・病後児保育実施か所数   13 か所</li> <li>低年齢児保育保育士特別配置   144 人</li> <li>3歳児保育特別配置            22 人</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	延長保育、休日保育、病児病後児保育等の実施に必要な経費を補助し、就労形態の多様化に対応した保育の充実を図った。	
関連事業名	障害児保育推進事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児が入所する保育所において、障害のある子ども一人ひとりにきめ細やかな保育を実施するため、保育所における障害児数に応じて自治振興交付金を交付。</li> <li>平成26年度の障害児保育推進事業の補助実績(201,150,000円)</li> <li>保育所      ・・・・    249箇所</li> <li>対象障害児数   ・ 1,452人</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	保育所職員の資質・専門性の向上、保育所職員、家庭および協力機関等との連携強化、ならびに中核的職員の配置に対する支援を行い、障害児保育の環境を充実させた。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

施策名	施策の方向性	
(3) 幼児期における教育の充実	子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、子どもの健やかな育ちを支える家庭環境づくりを進めるとともに、家庭、保育所・幼稚園、地域における教育を充実します。	
<b>評価</b>	<p>人間形成の基礎が培われる乳幼児期に、一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって大切であり、研修会や研究部会の成果が各保育園で実践されたことにより、子どもたちの人権を大切にしている心が養われた。</p> <p>家庭支援推進保育士配置により、保護者や家庭等子どもを取り巻く環境への働きかけにより、子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培い、基本的な生活習慣や社会性などを育む保育が実践された。</p> <p>子ども輝き人権教育推進事業を推進することで、校種を越えて子どもを支援する体制が整いつつあり、一人ひとりの人権を大切にしている教育・保育の実践につながっている。</p> <p>保育所では、子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、保育所保育指針等に基づき、集団生活や遊びをとおして子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるよう、就学前教育を充実することとしており、保育指導員の訪問指導により、指導監査ではフォローしきれない保育の質の向上が図られた。</p> <p>新たな認定こども園の設置に伴い、県内における民間認定こども園の割合が増加し、社会福祉法人および学校法人による事業実施に向けた気運の高まりが生まれた。</p> <p>地域の子どもの関する交通安全意識は高く、その期待に応えることはできたと考えるが、今後も子どもを乗車させる大人の意識を向上させる必要性あり。</p>	
<b>今後の課題等</b>	<p>県内保育園261園のうち、滋賀県人権保育研究協議会への加盟園は91園であり、保育所における人権を大切にしている心を育てる保育の実践を推進するためには、研修成果を加盟保育園だけでなく県内全保育園に広く発信していくことも必要である。</p> <p>家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童に対して、家庭的支援推進保育事業費補助事業により、引き続き子どもの健やかな育ちを支える家庭環境づくりを進める必要がある。</p> <p>子ども輝き人権教育推進事業においては、さらに校種間および家庭・地域との連携を強め、地域が一体となった人権教育が推進されるような取組につなげていく必要がある。</p> <p>保育園での保育内容の充実と実践保育の向上のため、保育指導員による訪問指導を行っているが、保育園が増加していくなかで、保育指導員1人の訪問指導件数は限られており、市町単位や法人単位等、複数園の指導を行うなど、指導の実施方法を検討していく必要がある。</p> <p>引き続き、教育・保育の質の向上を目指して認定こども園制度の普及啓発を進めるとともに、各地域ごとの状況（保育施設数、待機児童数等）に合致した設置の促進を行う必要がある。</p> <p>交通事故のない社会の実現には、全ての県民が、それぞれの立場において交通安全の意識を高く持つことが必要であることから、より多くの県民に声が届くような幅広い、心に訴える教育・啓発を行わなければならない。</p>	
<b>具体的取り組み</b>	2-(3)-イ 保育所、幼稚園など地域の教育力の向上	
<b>関連事業名</b>	人権保育推進研究活動事業費等補助	<b>所管</b>
<b>事業実績</b>	<p>保育内容の充実および保育所入所児童の福祉増進を図るため、滋賀県人権保育研究協議会が行う「人権を大切にしている心を育てる保育」の推進等に資する各種事業に対する助成を行った。</p> <p>(1)各種研修会の開催  人権保育入門講座 延べ参加者数 50人  人権保育連続講座 延べ参加種数 356人</p> <p>(2)人権保育研究部会 4部会4テーマ</p> <p>(3)全国人権保育研究集会の開催 参加者数 1,627人(うち県内 684人)</p>	子ども・青少年局
<b>成果</b>	<p>滋賀県人権保育研究協議会において、人権に関する多様な研修を実施することにより、保育所に従事する職員の資質向上を図られ、保育所における人権を大切にしている心を育てる保育の実践を推進につながった。</p> <p>平成26年度は、本県で全国人権保育研究集会が開催され、全国から多くの参加を得て、実践報告や意見交換・交流を通じて、人権保育にかかる研さんが深められた。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

関連事業名	家庭的支援推進保育事業費補助	所管
事業実績	・特に配慮が必要な児童について、日常生活における基本的な習慣、社会性、思いやりの心を育てる。 ・家庭支援推進保育事業実施か所数 28か所 ・家庭支援推進保育士配置 26人	子ども・青少年局
成果	子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるように、保護者への助言や家庭訪問、保育士加配や研修参加など、子どもを取り巻く環境づくりの支援を推進した。	
関連事業名	子ども輝き人権教育推進事業	所管
事業実績	・県内24学区において、学校・園、家庭、地域、関係機関が連携した、子どもの人権を大切にできる環境づくり、子どもの自己実現を図るための取組を推進した。 ・7月末から8月上旬にかけて、県内6会場でブロック別交流研究会を開催した。交流研究会では、推進学区の実践報告を行い、その後「子どもの自尊感情を高める保育・学校のあり方とは」というテーマでグループディスカッションを行った。（6会場で632名参加）	人権教育課
成果	校種間および関係機関との連携の中で、一人ひとりの子どもを大切に個に応じた支援が行われた。ブロック別交流研究会を通して、推進学区の取組を県内に広めることができた。	
関連事業名	保育指導員による訪問指導	所管
事業実績	保育内容の充実と保育実践の向上を図るため、保育指導員が保育所を訪問し、保育の実践内容についての相談支援を実施。 訪問指導園数 110園	子ども・青少年局
成果	保育指導員が県内保育所（中核市を除く）を訪問し、保育の実践上のことについて相談に応じることによって、保育内容の充実と保育実践の向上が図られた。	
関連事業名	認定こども園の設置促進	所管
事業実績	・地域の実情に応じて、保育所と幼稚園の一体的な教育・保育の提供や子育て支援を実施するため、認定こども園制度の普及啓発を行い、設置を促進する。 ・認定こども園施設か所数 45か所（平成27年4月1日現在）	子ども・青少年局
成果	県内における認定こども園制度の理念や趣旨に対する理解が深まったことにより、幼保連携型認定こども園が15か所、保育所型認定こども園4か所が増加した。	
関連事業名	平成26年度交通安全県民総ぐるみ運動	所管
事業実績	・H26.6/11県庁会議室 幼児に対する交通安全指導者（幼稚園教諭、保育士、カンガルークラブ、交通安全協会など）に対する研修会を開催。ヤマト運輸株式会社の地域子ども交通安全教室の講演。兵庫県交通安全協会による「楽しく学ぼう交通安全教室」の実技発表。神照幼稚園PTAの実技発表。参加者約110人。 ・H27.3/15～4/15 新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動期間の実施 各市町、警察署、地区交通安全協会、滋賀県交通安全女性団体連合会等による、「新1年生の集い」や幼稚園、保育園などの場において、新入学児童に対する交通安全教育を実施。 ・滋賀県交通安全女性団体連合会による、「チャイルドシート講習会」の実施 ・滋賀県女性団体連合会による「母と子の自転車・ファミリーカー教室」の実施 ・その他、年間を通じて、各市町、警察署、地区交通安全協会、滋賀県交通安全女性団体連合会等により、幼稚園、保育園、地域などの場において交通安全教育を実施	交通政策課 [警察本部交通企画課]
成果	親子または、3世代交流型の交通安全教室を実施することにより、家庭を最小単位とする地域に根ざした交通安全意識の高揚が図られた。幼児に対する交通安全指導者に対する研修会は好評であり、多くの方に満足いく内容で行えた。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

施策名	施策の方向性	
(1) 地域における子育て支援の充実	子育て支援のための連携の推進、放課後児童クラブの量の拡充と質の向上、子どもの遊び・育ちの場の確保など、子どもの成長を支える地域環境を整えます。	
<b>評価</b>	<p>学校敷地内での専用室の設置により、放課後児童クラブの運営面・安全面ともに適正な実施が期待できる。</p> <p>「冒険遊び場」の取組の普及・促進を通じて、3年間で新たに10団体が「冒険遊び場」の取組を開始、なかにはこれら冒険遊び場の参加者が自ら地元で活動を開始するといった波及効果も見られ、地域社会での子育て・子育て環境づくりの取組が広がった。</p> <p>地域教育力活性化推進事業では、通学合宿実施箇所数は横ばいなものの、実施市町は少しずつであるが増えている。新規開催も6箇所で行われた。</p> <p>自然体験活動指導員養成事業では、実践編の研修会を行うことにより、基礎編の受講年度を越えてさらに受講者間の繋がりを広げることが出来た。今後のネットワーク作りに期待できる。</p> <p>学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業では、参加した子どもの社会性や主体性を伸ばすきっかけとなった。実施市町においては地域の子どもを地域ぐるみで育てる機運が高まりつつある。</p> <p>PTA子育て学習講習会を開催することにより、親同士の語り合いによる学び合いやつながりを深めることの重要性についての認識を深めることができ、その結果、各単位PTAにおいて独自に開催するなど事業の広がりが見られ、家庭の教育力の向上にもつながった。</p>	
<b>今後の課題等</b>	<p>今後とも、放課後児童クラブ施設整備については、市町の設置ニーズに対応して、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の遊びや生活の場の確保を図っていく必要がある。また、放課後児童クラブ関係者と放課後子ども教室関係者、さらに、地域の大人が同じ目線で子どもたちの放課後の生活という面において共通理解することが必要である。</p> <p>冒険遊び場の普及啓発事業としては、一定の成果を得て終了とするが、これが地域社会に定着するためには、地域における継続的な取組が必要である。特に、子育て世代が中心に活動されている団体においては、子の成長により活動が途切れることがあるため、その活動が継承される仕組みも必要である。今後は、交流事業による団体間の情報交換の場の設定や、子ども未来基金を活用した活動助成などにより支援していく。</p> <p>通学合宿が地域に定着するためには、地域における継続的な子育て支援体制が必要である。また、子育て世代の地域での活動は、子どもの成長により途切れることがあるため、参加する者が変わってもその活動が継承される仕組みも必要である。</p> <p>自然体験活動指導員養成事業では、養成された指導者が、学校や青少年団体等が実施する自然体験活動に有効に活用されるよう、積極的な情報提供や、コーディネートのおしきづくりの充実を図る必要がある。</p> <p>放課後や休日の子どもの望ましい過ごし方を議論し、より関係者の連携を深め、放課後対策の質的な向上を図ることが必要である。</p> <p>家庭教育活性化推進事業では、学習したことを活かす機会がもてていない受講者も少なくない。子育て学習講習会で親育ちの活動の進行を学んだ保護者が、リーダーとなり単位PTAで活躍できるような支援も工夫する必要がある。「家庭教育学習資料」は、引き続き内容を検討し、より使いやすいものに改定していくことが必要である。</p>	
<b>具体的取り組み</b>	2-（1）-ア 放課後児童クラブの量の拡充と質の向上	
<b>関連事業名</b>	放課後児童クラブ施設整備事業費補助 放課後児童健全育成事業費補助	所管
<b>事業実績</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童クラブ施設整備事業費補助 整備した施設数 創設：2市1町5施設（繰越を含む。） 改修：1市3施設</li> <li>○放課後児童健全育成事業費補助 運営費国庫補助対象クラブ ・10人以上、250日以上 211クラブ</li> </ul>	子ども・青少年局
<b>成果</b>	放課後児童クラブ施設整備により専用室が設置できた。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

具体的取り組み	2-（1）-イ	子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保	
関連事業名	「子育て三方よしコミュニティ」推進事業（再掲）		所管
事業実績	(1)子育て支援機関交流事業 ネットワークの構築のための研修・情報交換 (2)子ども未来基金事業 民間団体等が行う子育て支援活動を支援する目的で、(社福)滋賀県社会福祉協議会が造成している「子ども未来基金」の運営に対して補助を行った。		子ども・青少年局
成果	冒険遊び場の活動に対して助成するとともに、冒険遊び場関係者の交流を図った。		
関連事業名	地域教育力活性化推進事業		所管
事業実績	・自然体験活動安全対策研修会・・・年1回 57名参加 ・しがこども体験活動実践交流会・・・年1回 92名参加 ・子どもの体験活動等に関わる事業に関する調査・・・19市町に年度当初に実施 ・通学合宿の推進・・・県内13市町60箇所		生涯学習課
成果	啓発リーフレットや推進マニュアルの作成と配布、県内60箇所での通学合宿の実施等により、啓発・推進を行うことができた。		
関連事業名	自然体験活動指導者養成事業		所管
事業実績	・子どもたちが安心・安全に体験活動を実施できるための指導者の養成。  自然体験活動指導者養成研修会 「SMAP研修会2014」 開催回数 2会場各3回 参加者 のべ60名 開催期日 北部会場 7月28日、8月6日、9月30日 南部会場 8月1日、8月4日、10月1日		生涯学習課
成果	受講者から「学校教育活動に活かせる」「子どもたちのやる気を引き出せる。」など、学校教育における集団づくりへの活用を考えたいという感想が多く寄せられた。		
関連事業名	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（放課後子ども教室推進事業）		所管
事業実績	・小学校の余裕教室等を活用して子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て行うスポーツや学習、文化活動、地域住民との交流活動への補助等（2市町11教室で実施） （今年度より5市町が土曜日の教育支援活動事業に移動した。）  ・「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」（放課後子どもプラン事業・学校支援地域本部事業・家庭教育支援活動事業）の合同研修会として、放課後子どもプラン（含放課後子ども教室）関係者の研修会を実施。 7月14日 第1回研修会（4事業合同）67名 8月21日 第2回研修会（4事業合同）34名 1月30日 第3回研修会・成果報告会（4事業合同）81名		生涯学習課
成果	・子どもの週末の居場所、体験交流の場として、定着してきている。また、子どもが安全で安心して活動できる場となるなど、地域に根差した活動となっている面がみられる。 ・関わるスタッフ自身もやりがいを感じていただいたり、地域で子どもを育てる機運が醸成されつつある。		

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

具体的取り組み	2-(1)-ウ 家庭の教育力の向上	
関連事業名	家庭教育活性化推進事業	所管
事業実績	<p>・「家庭教育学習資料」を活用した学習の進行役を養成するPTA子育て学習講習会を開催。</p> <p>5月24日 水口会場 57名                      5月25日 草津会場 87名                      5月31日 近江八幡会場 105名                      6月 1日 大津会場 40名                      6月 7日 米原会場 39名                      合計328名</p> <p>・「家庭教育学習資料」を改訂し、県内保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、特別支援学校へ配布、および課HP上へ掲載。</p>	生涯学習課
成果	参加者のアンケート結果では、50%の人が「大変よかった」、49%の人が「よかった」と評価している。参加者にとって、家庭教育を考えるいい機会となったと考えられる。また、記述回答の中には、講習会で学んだことを活かしたいというものも多数あり、語り合いによる親育ちの活動が、参加者だけでなく地域に広がっていると考えられる。	



## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

施策名	施策の方向性
(2)「生きる力」を育む学校教育等の充実	生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長していくための基礎を身につけられるよう、「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。
評価	<p>全国体力運動能力等調査の体力合計点で見ると、本県の小学生の平均値は、全国平均値を下回ってはいるが、男女ともに平成23年度以降、全国平均との差が徐々に縮まってきており、取組が定着し向上傾向にある。</p> <p>専門医派遣により、子どもの現代的な健康課題に対して、各学校において講師の助言をもとに、保護者や関係機関との連携について適切な対応を助言いただき、具体的に課題解決に向け取り組むことができた。研修会では、学校からの実践発表および精神科医、臨床心理士からみた学校の役割についてシンポジウムとして学校側と意見交流ができ、より課題の本質について協議できる場となった。</p> <p>月1回の「食育の日」を設定し、家庭や地域と連携した食に関する指導を計画的・継続的に行うことにより、児童・生徒や教職員の食に関する意識の高揚を図ることができた。学校での有効な取組や、連携啓発方法など研究の成果を県内へ発信することにより、食に関する指導や実践の充実を図ることができた。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識の解消や主体的に生き方を選択できる力の向上の取組が進んでいる。</p> <p>道徳教育「心の学舎」推進プランでは、読み物資料を用いた基本型が定着しており、資料提示や表現活動に工夫が見られる。地域の人や文化などから、生徒の興味関心を高める素材を教材化した授業が見られる。ペアやグループで話し合う活動の授業が展開されている。指導パターンの形式化が課題である。発問ごとにワークシートに書かせる教師主導の授業が多いことが課題である。</p> <p>「環境美化の日」を3回とも実施した学校の割合97%（全校で3回とも実施した学校の割合91.7%）。それぞれの日をまとめて「環境美化の日」ととらえ、環境美化活動や環境学習が展開できた。</p> <p>次世代文化芸術推進事業について、楽器の音や歌声に直に触れることで、音楽的な視野が拡がり子どもたちの感性に働きかけることができています。参加した子どもたちが、家庭において、びわ湖ホールや音楽会の様子を話すことによって、大人へのPRにもなり、効率的で効果的な事業である。実施校からは、子どもたちが生き生きと連携授業に取り組む姿を見て、子どもたちの心に大きな影響を与えているという評価を得た。</p> <p>少人数学級編制の実施は、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。また、少人数指導の実施は、児童生徒のつまづき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、個人に応じたきめ細やかな学習指導の充実につながった。</p> <p>いずれも、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導を行い、いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見・対応できる教育環境の整備を進めることができた。</p> <p>しがこども体験学校の体験プログラムによる様々な実体験をとおして子どもが豊かな人間性や社会性を育むことを支援した。</p>

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

#### 今後の課題等

全国体力運動能力等調査の体力合計点で見ると、本県の小学生は、全国平均との差が徐々に縮まってきているものの、まだ全国平均値を下回っているため、運動時間を設定し継続した取り組みを行うことが必要である。

専門医派遣により、子どもの現代的な健康課題に対して、各学校において講師の助言をもとに、保護者や関係機関との連携について適切な対応を助言いただき、具体的に課題解決に向け取り組むことができた。研修会では、学校からの実践発表および精神科医、臨床心理士からみた学校の役割についてシンポジウムとして学校側と意見交流ができ、より課題の本質について協議できる場となった。

今後も、指導や実践に活かせる具体的な内容の研修会になるよう、実践発表を通しての情報提供や情報交流を行うなど研修内容をさらに充実させる必要がある。

副読本の活用率100%を目標に掲げているが、授業時間の確保が困難という課題があり、特に、中学・高校において活用率が伸び悩んでいる。引き続き、現場（教員）へのアンケート結果を参考に教育現場に即した副読本づくりを進め、教育委員会と連携して活用率の向上に取り組み、男女共同参画の意識の醸成や実践につなげていく必要がある。

教職員が男女共同参画の理念を理解し、指導することが重要であり、教職員らに対する研修や意識啓発の充実を図っていくことが必要である。

道徳の時間や各教科等で「私たちの道徳」を計画的に活用する。体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする。対話や討論などの言語活動を重視した指導や、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導の工夫をするともに、児童生徒が感動を覚えるような魅力的な教材を開発・活用する。

各学校で、全校的な「環境美化の日」の取組になるよう、取組の参考となる事例を紹介し、各学校の取組内容の改善を求めている。そのために、児童生徒が主体的に活動する取組を行うよう報告書の提出を求め、各学校の取組状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行う。

子どもたちが本物の舞台芸術を体験できるよう、学校等に呼びかけていく。また、交通費助成の制度を設けて、遠方の学校からの参加を促しており、今後もホールの子事業に参加しやすい環境の整備に努めていく。子どもが本物の文化に触れる機会の充実を図るため、これまでの取組を継承し、文化施設等と連携を図りながら、さらに県全域へ発展させる必要がある。

少人数学級については、今後、35人学級編制で残された1学年（小学校5、6年の内、35人編制を選択をしなかった学年）についても拡充し、小中学校全学年において、きめ細かな指導体制の充実を図っていく必要がある。

しがこども体験学校については、県民、地域の活動団体、企業など様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たすことにより協働して、社会全体で子どもの育ちや子育てを支える機運の醸成を、一層、図っていく必要がある。

森林環境学習のねらいに応じた学習プログラムの一層の充実が必要であり、教員や専任指導員の指導力の向上をはかるため、研修の内容の一層の充実を図る必要がある。また、教員、専任指導員および地域サポーター等の連携を強化するなど主体的な活動へと展開していくことが課題である。

「たんぼのこ体験事業」は、高い実施率で定着してきているので、その継続・充実を図るとともに、未実施校においても、市町やJA等と連携することにより体験機会が確保されるよう働きかける必要がある。

琵琶湖を有する県民の一員として、生涯にわたり環境に主体的にかかわることのできる基礎的な力を育ていけるよう、取り組んでいく。

子どもが学ぶ「近江の歴史と文化」事業については、教育課程研究協議会等での周知など、活用機会の拡充を図る必要がある。

環境教育副読本の活用について、指導事例の発信に加え、総合的な学習の時間、理科、社会科、家庭科等の指導計画に位置づけ、幅広く活用できるように働きかけていく必要がある。

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

具体的取り組み	2-(2)-ア 「健やかな体」を育む	
関連事業名	学校体育指導事業	所管
事業実績	<p>○子どもの体力向上指導者養成県内研修 ・小学校における体育担当者の資質の向上を図ることを目的に開催。 &lt;開催日&gt; 平成26年5月30日、6月10日 &lt;実技種目&gt; 体づくり運動、表現運動 &lt;参加者&gt; 小学校教員:【82名】 (体:41名、表現:41名)</p> <p>○「げんきな湖っ子 PartⅢ ホップ ステップ 体育」(DVD)に基づく授業実践の促進 ・滋賀県「子どもの体力向上」実技講習会 開催日: 7月25日 参加者: 72名 ・滋賀県「子どもの体力向上」シンポジウム 開催日: 8月19日 参加者: 60名 ・滋賀県「子どもの体力向上」研修会 開催日: 10月 9日 参加者: 197名</p> <p>○学校体育研究発表大会 開催日: 2月 3日 参加者: 73名</p> <p>○各校に体力向上委員会を設置し、体力向上プランを作成し、「子どもを運動(遊び)好きにするための6つの取組」など体力向上のための取り組みを実施</p>	スポーツ健康課
成果	<p>子どもの体力向上指導者養成県内研修により、市町代表の教員に各領域の研修を行い、受講者が後日、各市町において伝達講習を行うことにより、多くの教員の指導力の向上を図ることができた。 夏季休業中に「げんきな湖っ子 PartⅢ ホップ ステップ 体育」(DVD)に基づく実技講習会やシンポジウムを行い、各小学校において体力向上に向け授業改善が行われた。また、研修会の実施により、各校のPTA関係者が参加し、子どもの今の状況を知り、関わり方について考える機会となった。 学校体育研究発表大会により、小学校・中学校・高等学校、それぞれの取り組みを交流することができ、系統的な指導のための参考にすることができた。 各小学校において小学生1日30分運動などに取り組み、体力の向上に対する意識が高まった。</p>	
関連事業名	学校保健問題解決支援事業	所管
事業実績	<p>専門医派遣(精神科医、産婦人科医、整形外科医)・・・派遣校8校、参加人数298名 教職員196名 保護者85名 地域関係者等17名 メンタルヘルスシンポジウム 精神科医1名 臨床心理士1名 参加者175名 メンタルヘルスシンポジウム 精神科医1名 臨床心理士1名 参加者 175名 精神科医相談・・・4件、相談人数7名</p>	スポーツ健康課
成果	<p>専門医の学校派遣は、地域学校保健委員会や教職員全体での研修会に計画され、地域の参加者も含めた有意義な活用ができた。 精神科医相談では、精神的な課題において、今後の対応についての助言をもとに、学校での対応に生かすことができた。助言された内容を学校全体で共有することにより組織対応に広げることができた。 今年度より、メンタルヘルスにかかわる研修会を本事業で開催し、アドバーザー1回の派遣でより多くの研修ができるように改善した</p>	
関連事業名	湖っ子食育推進事業	所管
事業実績	<p>○小・中学校における「食育の日」の取組み推進 ・全小・中学校から「食育の日」の計画書と実施報告書の提出を求めている。</p> <p>○教職員への食育の研修を実施(年1回) ・6月20日(金) H26年2月の朝食摂取状況調査結果から、H26年度～28年度までの3年間の数値目標を設定し、各学校で取り組むことについて共通理解を図る。 参加者 約150名</p> <p>○栄養教諭を中核とした食育推進・地場産物を活用した学校給食推進 ・「湖っ子食育推進支援事業」指定校(地域)を中心とした取組</p> <p>○湖っ子食育大賞表彰 ・学校や園の特色を生かした優秀な食育の取組を表彰</p>	スポーツ健康課
成果	<p>「食育の日」を推奨することにより、給食を活用した指導、栽培や収穫等の体験活動、教科や特別活動等において指導等が行われた。その結果、給食の残食が減少したり、児童生徒の朝食の摂取率が上昇したり、学校給食における地場産物の割合が上昇するなどの成果が現れている。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

具体的取り組み	2-(2)-イ 「豊かな心」を育む	
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業(再掲)	所管
事業実績	<p>男女共同参画社会の実現をめざし、青少年期から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、小中高校用副読本を作成・配布した。また、授業での活用を促すため、副読本を活用したモデル授業を実施した。</p> <p>【児童生徒用副読本、指導者用手引きの配布および活用】 副読本 ・小学生用(16,011部)、中学生用(15,765部)、高校生用(14,891部) 手引き ・小学生用(1,629部)、中学生用(1,061部)、高校生用(507部) 利用率 ・小学生用(H25→H26:86.9%→93.9%)、中学生用(50.9%→62.6%)、高校生用(41.9%→54.0%)</p> <p>【副読本を活用したモデル授業の実施】 小学生用副読本を活用したモデル授業を実施。 モデル授業の後、副読本の活用について、意見交換を実施。 ・大津市立藤尾小学校 ①実施日:11月20日 ②科目:学級活動 ③参加教員等人数:6名</p> <p>【教職員講座の実施】 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進と正しい理解を深めるため、教職員講座(10年経験者研修および初任者研修における選択研修の一つに位置付け)を実施し、その中で副読本の活用の目的や活用状況等について周知した。 実施日:8月6日 参加教員等人数:36名</p>	男女共同参画課
成果	副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとられない言動が見られるなど、子どもたちが男女共同参画について学び、考えるための一助となった。また、副読本を活用したモデル授業を実施することで、教員が副読本を活用した授業の持ち方を効率的に学べるとともに、意見交換等により男女共同参画社会の実現の必要性への理解が深まった。	
関連事業名	道徳教育「心の学舎」推進プラン	所管
事業実績	<p>○平成19年度に道徳教育「心の学舎(まなびや)」推進プランを策定し、すべての公立小・中学校を対象に、道徳の(授業)研修会の実施、全校的な道徳授業の公開、心の教育に関わる講演会・懇談会の実施を推進。</p> <p>・道徳教育「心の学舎」推進プランにより、次の①、②の取組をすべての小・中学校で実施。 (①道徳の(授業)研修会 ②全校的な道徳授業公開または心の教育に関わる講演会・懇談会)</p>	学校教育課
成果	授業記録をもとに全職員で授業を分析する校内研究会が定着してきた。校内研修を通じて教員の道徳教育に対する研鑽を深めることができた。	
関連事業名	「ごみゼロの日」「びわ湖の日」「県下一斉清掃の日」における環境美化活動等の実施	所管
事業実績	「ごみゼロの日」(5月30日)、「びわ湖の日」(7月1日)、「県下一斉清掃の日」(12月1日)を「環境美化の日」とし、県内の小学校において環境学習や環境美化活動等に取り組んだ。	学校教育課
成果	「環境美化の日」に、環境保全に関する活動や学習に取り組んだ小学校は100%。県内すべての小学校で実施された。	
関連事業名	次世代文化芸術推進事業	所管
事業実績	<p>・「びわ湖ホール音楽会へ出かけよう!」(ホールの子事業)として、県内の子どもたちをびわ湖ホールに招き、オーケストラと声楽アンサンブルによる音楽会を実施。また、参加に要する交通費の助成を行った。 開催日 平成26年6月3日～6日 開催実績 4日8公演 参加児童 6,755人(89校) 交通費助成 79校</p> <p>・滋賀次世代文化芸術センターが、学校と文化施設、芸術家等をつなぎ、子どもたちに本物の文化芸術を体験してもらう連携授業への取組み。 連携授業実績数 9,739人(46校) うち 小学校 6,642人(30校)</p>	文化振興課
成果	<p>・公演回数を増やし参加の機会を増やしたことや交通費の助成を行うことにより、より多くの子どもたちがびわ湖ホールで本物の舞台芸術を鑑賞する貴重な機会となった。身を乗り出して聞いていた子や「きれいな音色。自分も弾いてみたい。」といった感想があるなど、子どもたちの舞台芸術への関心を高め、感性を育む機会となった。</p> <p>・新たな学校とも連携することとなり、多くの子どもたちに文化芸術を体験してもらう機会が提供できた。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

具体的取り組み	2-(2)-ウ 「確かな学力」を育む	
関連事業名	少人数学級編制の実施 少人数指導の実施	所管
事業実績	<p>○少人数学級編制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法制化されている小学校1年に加えて、2から4年、および5年・6年のいずれか1学年（少人数指導との選択）、ならびに中学校1年から3年で35人学級編制を実施した。</li> <li>・35人学級編制実施のため小学校に190人、中学校に165人の加配教員を配置した。</li> </ul> <p>○少人数指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね30人を超える学級を有する学校等で、学校の実情に応じて少人数学習集団を編制。</li> <li>・小学校に91名、中学校に73名の加配教員を配置し、小学校では国算理、中学校では理数英の各教科で、きめ細かな少人数指導を実施した。</li> </ul>	教職員課
成果	<p>少人数学級編制の拡充により、教員の児童生徒への関わりが増え、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。</p> <p>少人数指導の実施により、児童生徒のつまづき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、わかりやすい、集中できると感じている児童生徒や、今後も少人数指導を受けたいと感じている児童生徒が多くなるなど個に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図ることができた。</p>	
具体的取り組み	2-(2)-エ 滋賀の自然や地域資源を活かした多様な学びの場の充実	
関連事業名	しがこども体験学習推進事業	所管
事業実績	<p>しがこども体験学校パンフレットの作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内各地で行われる体験活動の情報を集約した子ども向けのパンフレットを92,500部作成。小学生全員の他、公民館、ホール、図書館等に配布した。</li> <li>・105団体241事業を紹介した</li> </ul> <p>体験活動実施者のスキルアップ研修会の実施 2回実施 149人参加</p> <p>新規登録団体の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレットを3,000部作成し、各市町、公民館、博物館等に配布した。</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規登録団体が7団体あり、26年度末こども体験学校登録団体は134団体となった。</li> <li>・「しがこども体験学校」の発行における効果については、プログラム掲載事業者の77.6%が、「すごくあった」「まずまずあった」と回答しており、冊子の効果を感じている事業者が多い。</li> </ul>	
関連事業名	森林環境学習「やまのこ」事業	所管
事業実績	県内全ての小学校4年生を対象とし、日帰りまたは1泊2日の「やまのこ」事業受入施設(8施設)での森林環境学習と学校における事前事後学習を242校で実施した。また、参加者数は13,958人であった。	
成果	242校すべての小学校で実施した。	
関連事業名	たんぼのこ体験事業	所管
事業実績	たんぼのこ体験事業を実施した県内小学校数：207校(対象校229校)	
成果	全市町の小学校で事業が実施され、全県において「農からの食育」の取り組みが着実に拡大している。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

関連事業名	びわ湖フローティングスクール事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育の一環として、県内小学5年生を対象に、母なる湖・琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を実施。</li> <li>1泊2日航海 94航海実施(188日)=14,054名乗船</li> <li>1日航海 3航海実施(3日)＝「うみのこ」体験航海2航海＋「沖島ぐるっと一周」航海1航海</li> <li>計 97航海(191日稼働)</li> </ul>	学校教育課
成果	<p>どの航海においても児童が、環境を守ることの大切さや友だちと協力することの必要性など、実感を伴った理解を深めている姿が見られた。「あんぜん・あいさつ・あしまつ」を合い言葉にして、安全をすべての活動に優先する指導や取組を行っている。</p> <p>昭和58年8月の学習船「うみのこ」就航から、平成24年度終了時までの乗船小学生の累計は、498,894人である。</p>	
関連事業名	子どもが学ぶ「近江の歴史と文化」事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校3～6年生の児童、中学校の全生徒の地域に関する主体的・体験的・問題解決的な学習を充実し、地域のよさを学ぶことに資するため、各学校に配付している下の資料を活用し、郷土の歴史、文化や人物などを学習する。</li> <li>小学校には、「郷土の文化学習ガイド」(3分冊)を各40部</li> <li>中学校には、「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」を40部</li> </ul> <p>平成23、24年度は全ての小中学校で活用できている。</p>	学校教育課
成果	<p>全ての小中学校で活用されている。小学校では、調べ学習の参考資料として、中学校では、歴史的分野の学習補助資料として活用されている。</p>	
関連事業名	環境学習の実践	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習の実践</li> <li>環境保全に向けた「環境美化の日」等の活動、びわ湖フローティングスクール等の体験を重視した学習など、主体的に行動できる人づくりをめざした環境教育を推進した。</li> <li>・環境教育副読本の活用</li> <li>小・中・高等学校においてそれぞれ環境教育副読本を作成・配付し、環境教育における活用を図った。</li> </ul>	学校教育課
成果	<p>「環境美化の日」に、環境保全に関する活動や学習に取り組んだ県内の中学校・県立学校は99.4%。県立学校1校をのぞくすべての学校で環境美化活動や環境学習が展開できた。中学校版「あおい琵琶湖」、高校版「琵琶湖と自然」は、それぞれ平成23年度、24年度に改訂し、環境教育での活用が資することができた。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

施策名	施策の方向性	
(3)子どもの安全確保に向けた取り組みの推進	子どもが事件や事故の被害に遭わないよう安全の確保に努めるとともに、危険回避能力を育成します。	
評価	<p>スクールガードの養成や活動の支援により、学校・家庭・地域が連携して、パトロール活動を実施するなど、地域ぐるみによる子どもの安全を見守る体制づくりにつながった。</p> <p>行政、警察や関係機関だけではなく、協賛事業所の「子ども110番のお店、車」の取組により、地域における子どもの安全確保の取組が向上した。</p> <p>子ども安全リーダーをはじめとした各防犯ボランティアによる子ども見守り活動等の取組により、地域ぐるみによる子どもの安全を守る気運の醸成ならびに体制づくりにつながった。</p>	
今後の課題等	<p>地域ぐるみによる子どもの安全を見守る体制の充実のため、スクールガード、教職員、保護者等関係者の研修を継続して実施し、危機管理意識のさらなる高揚が必要である。</p> <p>平成26年は、刑法犯認知件数が前年から大きく減少して12,435件（前年対比-3,012件）となり、犯罪率についても基本構想の目標でもある全国平均以下であったが、さらなる減少を目指すため、「自分たちのまちは自分たちで守るという共助」の理念のもと、今後もより一層協賛事業所と連携した防犯活動を図るとともに、協賛事業所の拡充を図る必要がある。</p> <p>地域によって活動の温度差があり、研修会等の活動支援を行って地域全体の活性化を図る必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-（3）-ア	学校や通学路、地域における安全の確保
関連事業名	地域ぐるみの学校安全対策の推進	所管
事業実績	<p>○平成26年度「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成研修を実施【県内各地で120回開催、5,796名参加】</li> <li>・「滋賀県スクールガード・リーダー(9名)」による学校巡回指導を実施【189校園】</li> <li>・スクールガードリーダー育成講習会(連絡協議会等)の実施【5市町で開催】</li> <li>・スクールガードによる学校内や通学路の巡回、地域での登下校の見守り活動を推進</li> </ul>	スポーツ健康課
成果	<p>地域ぐるみで児童生徒の安全を確保するため、スクールガードの養成をすすめるとともに、積極的な活動の展開を促すことにより、約26,000人の見守り体制が整備できた。</p> <p>スクールガード・リーダーによる学校内の安全点検をはじめ、防犯教室、通学路安全マップの作成、教職員・保護者の研修等、巡回指導の徹底により、各学校の危機管理意識を高めることができた。</p>	
関連事業名	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所の登録	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協賛事業所14事業所(平成26年度新規登録なし)</li> <li>・各事業所に対して、毎月、犯罪統計(刑法犯認知件数)を提供。</li> <li>・各事業所は、子どもの安全確保に対する次の取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①子ども110番のお店、車としての活動</li> <li>②防犯ポスターの配布</li> <li>③防犯啓発記事を掲載したチラシの作成配布</li> <li>④防犯パトロール活動</li> <li>⑤企業が行う地元イベントでの防犯啓発</li> </ul> </li> </ul>	県民活動生活課
成果	<p>県がタイムリーに情報発信した犯罪統計等を活用して犯罪抑止啓発を行ってもらい、県民に対して注意喚起が図れた。</p>	
関連事業名	子ども安全リーダー制度	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるリーダーシップのとれる人物をリーダーとして、小・中学生の通学路の安全確保から各小学校区概ね5人を警察署長が委嘱。(平成9年10月31日から実施しており、平成26年度1,198人)</li> <li>・通学路における見守り活動を実施し、声かけ事案やわいせつ事案から子どもを守ることを任務として活動、地域で子どもを守るという地域の連帯意識を醸成している。</li> </ul>	警察本部生活安全企画課
成果	<p>子ども安全リーダーの見守り活動等により、地域で子どもを守るという地域の連帯感意識の醸成が図られている。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

施策名	施策の方向性	
(1)子どもが健やかに育つ環境づくり	思春期に特有の健康に関する諸課題やインターネットや携帯電話の普及に伴う諸課題に対応するため、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。	
<b>評価</b>	<p>児童生徒だけでなく、教員、保護者等に対して思春期の身体や性、こころの発達について啓発することで、子どもたちが健やかに育つ人的環境づくりにつながった。</p> <p>関係機関等と連携し各種運動・啓発活動を実施した結果、少年を含むあらゆる年代に対して薬物乱用問題に関する認識を深めることができた。</p> <p>市町や関係機関・団体の協力を得て、全県下で保護者をはじめ県民にインターネット環境が青少年に及ぼす影響やフィルタリングソフトの効果等について周知することができた。</p> <p>平成20年の条例改正後、引き続き、携帯電話販売店へのアンケート調査を行い、青少年のフィルタリングソフトの利用状況の一端が把握できた。</p> <p>高校一年生全員に啓発リーフレットを配布することにより、インターネット利用上のマナーや困ったときの相談窓口について認識してもらうことができた。また、自宅に持ち帰っていただくことで家族の方にも周知することができた。</p>	
<b>今後の課題等</b>	<p>電話相談や健康教育を実施している子育て・女性健康支援センターが更に活用されるよう、電話相談や健康教育の実施について周知を図る必要がある。</p> <p>携帯電話等を利用してインターネット等から薬物を容易に入手できる環境があるため、子どもに対する薬物乱用防止教育に一層取り組む必要がある。</p> <p>携帯電話販売店における青少年のフィルタリングソフト設定率は52.7%であり、設定しない理由の多くが「保護者が必要ないと判断したため」であった。今後、アンケート調査の継続による利用状況の把握とともに、青少年だけでなく、保護者に対してもインターネットサイトの危険性とフィルタリングソフトの必要性を啓発していく必要がある。</p> <p>他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する書き込み等の人権に関わる問題や安易な個人情報の発信や有害サイトの利用などから犯罪に巻き込まれる事件が発生している。またゲームサイトやスマートホンのアプリなど次々と提供される新たな情報サービスを悪用した人権侵害など、その手段も多様化している。そのため被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシーなどに関する正しい理解などについて引き続き啓発に取り組む必要がある。</p>	
<b>具体的取り組み</b>	2-(1)-ア 思春期保健対策の充実	
<b>関連事業名</b>	子育て・女性健康支援事業	
<b>事業実績</b>	<p>○相談事業 思春期から子育て期の女性の健康問題等についての相談を実施し、育児不安の軽減を図るとともに子どもの心安らかな発達を促進。 相談件数 延べ 1,647件</p> <p>○健康教育 小、中学校、高等学校等において児童生徒、教員、保護者等を対象に命のあり方を実感する体験学習や妊娠、出産に関する正しい知識、健康管理のあり方などの健康教育を行った。 30回</p>	
<b>成果</b>	思春期の児童、生徒に対して助産師が健康教育を実施し、命の大切さや妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発ができた。	
		<b>所管</b>
		健康長寿課



## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

関連事業名	薬物乱用防止対策事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 実施期間：平成26年6月20日～7月19日 平成26年6月21日 6・26ヤング街頭キャンペーンを実施。</li> <li>・覚醒剤・シンナー乱用防止強化運動の実施 実施期間：平成26年6月20日～7月19日、平成26年10月1日～11月30日</li> <li>・各少年センターが行う薬物乱用防止啓発活動に対する補助の実施 16少年センターに対して補助。</li> <li>・薬物乱用防止推進大会の開催 平成26年11月に開催。参加人数127名</li> <li>・シンナー等取扱者に対する立入調査委託の実施 少年センター、警察署、保健所が連携して、シンナー等取扱者施設793施設に対して、立入調査を実施。</li> </ul>	薬務感染症対策課
成果	<p>各種運動・啓発活動を県内各地で展開することにより、子どもやその家族を含めた多くの世代に対して薬物乱用防止に向けた啓発ができた。 シンナー等取扱者に対する立入調査により、事業所におけるシンナー等の取扱いの適正化が図れた。</p>	
具体的取り組み	2-（1）-イ インターネットや携帯電話の使用に関するモラルの育成	
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の重点施策に「インターネット上の非行・被害防止対策の推進」を掲げ、県内一斉街頭キャンペーン日を設定するなど啓発活動を進めた。（全市町で実施）</li> <li>・少年センターにより、携帯電話販売店への青少年のフィルタリングソフト利用のアンケート調査と利用勧奨を行った。（携帯電話販売店：対象135店、回答135店、回収率100%）</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に、全市町において啓発活動を進め、インターネットサイトの危険性の周知とフィルタリングソフトの利用促進を図った。</li> <li>・少年センターにより、携帯電話販売店に対し、アンケートの依頼・回収時に青少年のフィルタリングソフト利用の勧奨を働きかけた。</li> </ul>	
関連事業名	人権啓発活動の実施（インターネット人権啓発事業分）	所管
事業実績	インターネット人権啓発リーフレット「緊急 ネット見守隊参上」の新高校一年生への配布（配布数：15,105部）	人権施策推進課
成果	リーフレットを県内の全公立・私立高校、特別支援学校高等部に配布し、インターネット利用にかかる人権啓発を行った。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

施策名	施策の方向性
(2)「生きる力」を育む学校教育等の充実	生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう、学童期に引き続き、「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育むために、学びや体験の機会を確保します。
評価	<p>学校体育指導事業では、指導者を対象にした研修会、講習会を実施し、指導者の資質を向上させ、実施の指導内容の改善に生かすことができた。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識の解消や主体的に生き方を選択できる力の向上の取組が進んでいる。</p> <p>県内の若年層（中・高・大）を中心に、デートDVとは何か、相手を自分を大切にすることはどういうことかなどについて啓発を図り、DV防止など男女の人権が尊重され、あらゆる暴力を許さない男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいる。</p> <p>道徳教育「学びの学舎」推進プランでは、読み物資料を用いた基本型が定着しており、資料提示や表現活動に工夫が見られる。地域の人や文化などから、生徒の興味関心を高める素材を教材化した授業が見られる。ペアやグループで話し合う活動の授業が展開されている。指導パターンの形式化が課題である。発問ごとにワークシートに書かせる教師主導の授業が多いことが課題である。</p> <p>「環境美化の日」では、3回とも実施した学校の割合93.5%、（全校で3回とも実施した学校の割合84.1%）。それぞれの日をまとめて「環境美化の日」とらえ、環境美化活動や環境学習が展開できた。</p> <p>中学校チャレンジウィーク事業での職場体験の実施は定着している。</p> <p>「2015滋賀 びわこ総文」の成功に向けて、県内高等学校の文化芸術活動が活発化してきた。全国高等学校総合文化祭茨城大会の参加者は、昨年度から100名増加した。大会参加とともに、びわこ総文のPR、大会運営に向けての視察・引継ぎも行った。近畿高等学校総合文化祭への参加者も増加した。県高等学校総合文化祭は、びわこ総文のプレ大会を兼ね、各部会では、大会準備とともに、さらに高いレベルを目指して文化芸術活動に取り組んでいる。びわこ総文の成功に向けて、文化芸術活動に関わる高校生の意識が高揚し、「豊かな心」を育む絶好のチャンスが訪れている。</p> <p>次世代文化芸術推進事業について、実施校からは、子どもたちが生き生きと連携授業に取り組む姿を見て、子どもたちの内面変化に大きな影響を与えているという評価を得た。</p> <p>「子ども県議会」は、知事はじめ滋賀県職員が、子どもたちの思いや考えを受け止める場として開催しており、「子どもの権利」および「子どもの意見表明権」を尊重した事業となっている。</p> <p>高大連携事業の受講者数は、過去最高となった。学習活動等の興味・関心・意欲を高めることとなり、主体的な進路選択の一助となっている。</p> <p>少人数学級編制の実施は、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。また、少人数指導の実施は、児童生徒のつまづき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、個人に応じたきめ細やかな学習指導の充実につながった。</p> <p>いずれも、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導を行い、いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見・対応できる教育環境の整備を進めることができた。</p> <p>私立学校振興補助金を通じて、私立学校経営の健全化と、多彩な修学機会の提供を図ることができた。</p>

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

**今後の課題等**

子どもの体力向上指導者養成県内研修については、中央研修への指導者派遣も含め、継続して実施することにより、指導者の資質の向上と授業改善を図っていくことが必要である。学校体育実技(武道)講習会については、特に柔道を授業で学習する中学校が多く、武道必修化に伴う授業を安全に実施するため、安全指導についての研修も踏まえ、引き続き実施していく必要がある。

副読本の活用率100%を目標に掲げているが、授業時間の確保が困難という課題があり、活用率が伸び悩んでいる。引き続き、現場(教員)へのアンケート結果を参考に教育現場に即した副読本づくりを進め、教育委員会と連携して活用率の向上に取り組み、男女共同参画の意識の醸成や実践につなげていく必要がある。

教職員が男女共同参画の理念を理解し、指導することが重要であり、教職員らに対する研修や意識啓発の充実を図っていくことが必要である。

交際相手から暴力や精神的支配を受ける「デートDV」は、将来、配偶者へのDVにつながる可能性が高いことから、若年層に向けた啓発が今後必要である。引き続き平成23年度に作成したリーフレット等を通じた効果的な活用を図るとともに、教職員等が「デートDV」の正しい知識を持ち、生徒らに指導できるよう、教職員らに対する研修や意識啓発も重要である。

道徳の時間や各教科等で「私たちの道徳」を計画的に活用する。体験的な活動など多様な指導方法の工夫をするとともに、対話や討論などの言語活動を重視した指導や、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導の工夫をする。児童生徒が感動を覚えるような魅力的な教材を開発・活用する。

各学校で、全校的な「環境美化の日」の取組になるよう、取組の参考となる事例を紹介し、各学校の取組内容の改善を求めている。そのために、児童生徒が主体的に活動する取組を行うよう報告書の提出を求め、各学校の取組状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行う。

中学校チャレンジウィーク事業については、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

来年度の「2015滋賀 びわこ総文」の開催に向けて、各部会における活動が非常に活発になってきた。びわこ総文が質の高い文化芸術の祭典となるよう、各部会のレベルアップとともに、部会がさらに団結して、大会運営に取り組むことが大切である。全国レベルの質の高い文化に触れ、全国から多くの方を滋賀県らしいおもてなしで迎え、文化交流を行うことにより、関わる高校生の成長を促すことが期待できる。びわこ総文に向けて、各部会の活動のさらなる活性化と、大会で得られるであろう貴重な経験と成果、盛り上げりを、大会以後の文化芸術活動にしっかり引き継いでいくことが求められる。

子どもが本物の文化に触れる機会の充実を図るため、これまでの取組を継承し、文化施設等と連携を図りながら、さらに県全域へ発展させる必要がある。

県民、地域の活動団体、企業など様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たすことにより協働して、社会全体で子どもの育ちや子育てを支える機運の醸成を、一層、図っていく必要がある。

アクティブハイスクール支援事業について、より効率的に事業目的が達成できるように、他の事業と重複する部分がないか等について、事業内容を十分に検討する必要がある。

公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、私立学校の経常的経費の助成を通じて学校運営に係る支援の充実に努める必要がある。

具体的取り組み	2-(2)-ア 「健やかな体」を育む	
関連事業名	学校体育指導事業(再掲)	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの体力向上指導者養成県内研修                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校、高等学校における体育担当者の資質の向上を図ることを目的に開催。</li> <li>&lt;開催日&gt; 平成26年6月3日、12日</li> <li>&lt;実技種目&gt; 陸上競技、ソフトボール、体づくり</li> <li>&lt;参加者&gt; 中学校教員【81名】、高等学校教員【13名】（陸:33名、ソフト:32名、体:29名）</li> </ul> </li> <li>○学校体育実技〔武道〕講習会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校および高等学校における学習指導の中で、保健体育科教員の武道(柔道・剣道)指導の充実を図ることを目的に開催。</li> <li>&lt;開催日&gt; 第1回:平成26年6月19日 第2回:平成26年10月7日</li> <li>&lt;内容&gt; 柔道、剣道の指導法</li> <li>&lt;参加者&gt; 中学校教員【40名】、高等学校教員【2名】（柔:33名、剣:9名）</li> </ul> </li> <li>○学校体育研究発表大会 開催日:平成27年2月3日 参加者:105名</li> </ul>	スポーツ健康課
成果	<p>子どもの体力向上指導者養成県内研修は、4日間の中央研修を受講した指導者が研修内容を県内の体育・保健体育担当者に伝達することにより、指導者の養成及び授業改善につなげていく点で大変有意義な機会となった。</p> <p>学校体育実技〔武道〕講習会は、柔道連盟・剣道連盟より講師を招聘し、武道指導の初歩的段階から進んだ段階までについて、指導力を向上する機会となった。</p> <p>学校体育研究発表大会により、小学校・中学校・高等学校、それぞれの取り組みを交流することができ、系統的な指導のための参考にすることができた。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

具体的取り組み	2-(2)-イ 「豊かな心」を育む	
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業(再掲)	所管
事業実績	<p>男女共同参画社会の実現をめざし、青少年期から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、小中高校用副読本を作成・配布した。また、授業での活用を促すため、副読本を活用したモデル授業を実施した。</p> <p>【児童生徒用副読本、指導者用手引きの配布および活用】 副読本 ・小学生用(16,011部)、中学生用(15,765部)、高校生用(14,891部) 手引き ・小学生用(1,629部)、中学生用(1,061部)、高校生用(507部) 利用率 ・小学生用(H25→H26:86.9%→93.9%)、中学生用(50.9%→62.6%)、高校生用(41.9%→54.0%)</p> <p>【副読本を活用したモデル授業の実施】 小学生用副読本を活用したモデル授業を実施。 モデル授業の後、副読本の活用について、意見交換を実施。 ・大津市立藤尾小学校 ①実施日:11月20日 ②科目:学級活動 ③参加教員等人数:6名</p> <p>【教職員講座の実施】 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進と正しい理解を深めるため、教職員講座(10年経験者研修および初任者研修における選択研修の一つに位置付け)を実施し、その中で副読本の活用の目的や活用状況等について周知した。 実施日:8月6日 参加教員等人数:36名</p>	男女共同参画課
成果	副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない言動が見られるなど、子どもたちが男女共同参画について学び、考えるための一助となった。また、副読本を活用したモデル授業を実施することで、教員が副読本を活用した授業の持ち方を効率的に学べるとともに、意見交換等により男女共同参画社会の実現の必要性への理解が深まった。	
関連事業名	デートDV防止普及啓発事業	所管
事業実績	<p>若年者の10人に1人がデートDV(交際相手からの身体的暴力や心理的暴力など)を受けている実態があることから、平成23年度に作成したデートDV防止啓発リーフレットを増刷し、男女共同参画センターにおいて出前授業や若年層向け啓発セミナーで活用するなど啓発を実施した。</p> <p>・デートDV防止啓発リーフレット増刷 ・出前授業 中学校1校 高等学校6校 特別支援学校1校 専門学校1校 大学2校 ・若年層向け男女共同参画啓発セミナー 開催日:12月20日(参加者:21人) ・教職員講座の実施 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進と正しい理解を深めるため、教職員講座(10年経験者研修および初任者研修における選択研修の一つに位置付け)を実施し、その中でデートDV防止リーフレット等の活用の目的や活用状況等について周知した。 実施日:8月6日 参加教員等人数:36名</p>	男女共同参画課
成果	<p>中学校・高校に出前授業を行うことによって、直接若年層の男女に、互いを尊重できる関係づくりや自分のキャリアデザインを考えることの大切さについての啓発やデートDV防止に向けた働きかけができた。</p> <p>若年層向け啓発セミナーでは、男女が対等な関係で互いが相手のことを考え、思いやりの気持ちを持って相手に接することの大切さを学ぶことができた。</p>	
関連事業名	道徳教育「心の学舎」推進プラン(再掲)	所管
事業実績	<p>○平成19年度に道徳教育「心の学舎(まなびや)」推進プランを策定し、すべての公立小・中学校を対象に、道徳の(授業)研修会の実施、全校的な道徳授業の公開、心の教育に関わる講演会・懇談会の実施を推進。</p> <p>・道徳教育「心の学舎」推進プランにより、次の①、②の取組をすべての小・中学校で実施。 (①道徳の(授業)研修会 ②全校的な道徳授業公開または心の教育に関わる講演会・懇談会)</p>	学校教育課
成果	<p>授業記録をもとに全職員で授業を分析する校内研究会が定着してきた。</p> <p>校内研修を通じて教員の道徳教育に対する研鑽を深めることができた。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

関連事業名	「ごみゼロの日」「びわ湖の日」「県下一斉清掃の日」における環境美化活動等の実施(再掲)	所管
事業実績	「ごみゼロの日」(5月30日)、「びわ湖の日」(7月1日)、「県下一斉清掃の日」(12月1日)を「環境美化の日」とし、県内の中学校、県立学校において環境学習や環境美化活動等に取り組んだ。	学校教育課
成果	「環境美化の日」に、環境保全に関する活動や学習に取り組んだ学校は99.4%。 県立学校1校をのぞくすべての学校で環境美化活動や環境学習が展開できた。	
関連事業名	中学校チャレンジウィーク事業～中学2年生5日間職場体験	所管
事業実績	中学生2年生を対象に連続5日間以上、学校を離れ、地域の事業所で職業体験を実施した。	学校教育課
成果	対象の県内すべての公立中学校98校の生徒、約14,000人がのべ4,000を超える事業所で5日間以上の職場体験に取り組むことができた。 ○事後アンケートの結果 中学生「不得意なことや苦手なことでも最後までやり通している」 82.6% 事業所「今後も職場体験として中学生を受け入れる機会があれば協力したい」 95.8% 保護者「職場体験等地域社会で子どもを育てることに賛同する」 96.4%	
関連事業名	高等学校文化祭事業	所管
事業実績	○第38回全国高等学校総合文化祭(茨城大会) 平成26年7月27日(日)～7月31日(木) (参加生徒数)558名 (参加校数)のべ78校 (参加部門) 総合開会式、パレード、演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、放送、写真、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学 ○第34回近畿高等学校総合文化祭(福井大会) 平成26年11月7日(金)～11月16日(日) (参加生徒数)322名 (参加校数)のべ49校 (参加部門)合唱、吹奏楽、日本音楽、マーチングバンド・バトントワリング、演劇、美術・工芸、書道、写真、囲碁、将棋、放送、新聞、郷土芸能、吟詠剣詩舞、小倉百人一首かるた ○第35回滋賀県高等学校総合文化祭 10月3日(金)～12月21日(日) ※演劇部門以外の大会は、「2015滋賀びわ湖総文」のプレ大会を兼ねて開催 (参加生徒数)のべ6,677名 (参加校数)のべ267校 (参加部門)演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、放送、写真、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学	学校教育課
成果	○全国高等学校総合文化祭新聞部門において、彦根東高等学校が年間紙面審査賞最優秀賞を受賞した。書道部門においては、八日市高等学校3年 福本葉奈さんが特別賞を受賞した。自然科学部門では、研究発表地学部で堅田高等学校理科部が優秀賞を受賞し、研究発表物理部門では膳所高等学校物理地学班が奨励賞を受賞した。 ○近畿高等学校総合文化祭囲碁部門において、彦根東高等学校が女子団体で優勝、女子個人で辰野奈穂さんが3位に入賞した。将棋部門では、湖南農業高等学校が女子団体で3位に入賞した。放送部門では、光泉高等学校の白枝加那さんが朗読部門で優秀賞を受賞し、写真部門では、高島高等学校の水田遥大さんが優秀賞を受賞した。 ○県高等学校総合文化祭は、演劇部門を除いて、平成27年度に開催する第39回全国高等学校総合文化祭「2015滋賀 びわこ総文」のプレ大会を兼ねて開催し、本大会の運営シミュレーションを行った(演劇部門は別途、プレ大会を開催した)。各部門とも、「2015滋賀 びわこ総文」の開催に向けて、準備作業が進むとともに、レベルアップにむけての練習会や研修会等に取り組んでいる。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

関連事業名	次世代文化芸術推進事業(再掲)	所管
事業実績	<p>・滋賀次世代文化芸術センターが、学校と文化施設、芸術家等をつなぎ、子どもたちに本物の文化芸術を体験してもらおう連携授業への取り組み。</p> <p>連携授業実績数 9,739人(46校)            うち 中学校 949人(6校)            高等学校 1,626人(2校)</p>	文化振興課
成果	・新たな学校とも連携することとなり、多くの子どもたちに文化芸術を体験してもらおう機会が提供できた。	
関連事業名	「子ども県議会」開催事業	所管
事業実績	<p>平成26年度事業            子ども議員数:50名            活動内容:任命式、企画会議1回、体験活動2回、勉強会3回、子ども県議会(3月25日)</p>	子ども・青少年局
成果	子どもたちにとって、滋賀県の魅力を発見するとともに、自分たちが住んでいる地域の良さを再確認する機会であるとともに、本物の県議会議場を使用し、知事をはじめとする県幹部職員に対し、自らが考えた意見を述べる貴重な機会となった。	
具体的取り組み	2-(2)-ウ 「確かな学力」づくり	
関連事業名	アクティブハイスクール支援事業	所管
事業実績	<p>○指定校事業            *「指定校事業」については、平成25年度で終期となった。「高大連携事業」と「学校情報の発信」の2つの事業については、「県立学校21世紀型学力育成プロジェクト」に移行した。</p> <p>*参考までに、2つの事業の実績・成果・評価、今後の課題は下記のとおり。</p> <p>○高大連携事業            複数高校の希望者と県内10大学との連携による連続講座の開講。</p> <p>○学校情報の発信            中学生の普通科高校体験入学などの実施。</p>	学校教育課
成果	高大連携事業では、開講された25講座に474名の生徒が参加した。	
関連事業名	<p>少人数学級編制の実施            少人数指導の実施</p>	所管
事業実績	<p>○少人数学級編制の実施            ・法制化されている小学校1年に加えて、2から4年、および5年・6年のいずれか1学年(少人数指導との選択)、ならびに中学校1年から3年で35人学級編制を実施した。            ・35人学級編制実施のため小学校に190人、中学校に165人の加配教員を配置した。</p> <p>○少人数指導の実施            ・概ね30人を超える学級を有する学校等で、学校の実情に応じて少人数学習集団を編制。            ・小学校に91名、中学校に73名の加配教員を配置し、小学校では国算理、中学校では理数英の各教科で、きめ細かな少人数指導を実施した。</p>	教職員課
成果	<p>少人数学級編制の実施により、教員の児童生徒への関わりが増え、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。</p> <p>少人数指導の実施により、児童生徒のつまずき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、わかりやすい、集中できると感じている児童生徒や、今後も少人数指導を受けたいと感じている児童生徒が多くなるなど個に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図ることができた。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

具体的取り組み	2-(2)-1 教育に伴う経済的負担の軽減																															
関連事業名	私学経営安定事業																															
事業実績	<table border="0"> <tr> <td>私立学校振興補助金</td> <td></td> <td>3,629,325,000円</td> </tr> <tr> <td>・一般補助(加算含む)</td> <td>32法人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高等学校(全日制・定時制)</td> <td>10校 7,677人</td> <td>2,435,780,000円</td> </tr> <tr> <td>高等学校(通信制)</td> <td>2校 423人</td> <td>28,224,000円</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td>1校 118人</td> <td>29,312,000円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>6校 1,708人</td> <td>448,622,000円</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>1校 171人</td> <td>42,270,000円</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>33園 3,665人</td> <td>564,747,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>13,763人 3,548,955,000円</td> </tr> <tr> <td>・教育改革推進特別補助</td> <td>30法人 18校31園</td> <td>80,370,000円</td> </tr> </table>		私立学校振興補助金		3,629,325,000円	・一般補助(加算含む)	32法人		高等学校(全日制・定時制)	10校 7,677人	2,435,780,000円	高等学校(通信制)	2校 423人	28,224,000円	中等教育学校	1校 118人	29,312,000円	中学校	6校 1,708人	448,622,000円	小学校	1校 171人	42,270,000円	幼稚園	33園 3,665人	564,747,000円			13,763人 3,548,955,000円	・教育改革推進特別補助	30法人 18校31園	80,370,000円
私立学校振興補助金		3,629,325,000円																														
・一般補助(加算含む)	32法人																															
高等学校(全日制・定時制)	10校 7,677人	2,435,780,000円																														
高等学校(通信制)	2校 423人	28,224,000円																														
中等教育学校	1校 118人	29,312,000円																														
中学校	6校 1,708人	448,622,000円																														
小学校	1校 171人	42,270,000円																														
幼稚園	33園 3,665人	564,747,000円																														
		13,763人 3,548,955,000円																														
・教育改革推進特別補助	30法人 18校31園	80,370,000円																														
成果	<p>私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減を図った。</p> <p>また、平成26年度は時代の変化に即した学校の特色ある取組を促進するため、学校の取組に応じて配分する「特色加算分」について、配分基準の見直しを行った。</p>																															
関連事業名	高等学校奨学資金の貸付																															
事業実績	<p>・年度を通して滋賀県奨学資金の貸与申請を受け付け、825人に対して、約2億5千万円の奨学資金を貸与した。</p> <p>(貸与要件等)</p> <p>◆奨学資金の貸与要件</p> <p>次の①～④のいずれにも該当し、修学に意欲を有する者</p> <p>①貸与を受けようとする者の保護者等が県内に居住する者</p> <p>②高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)に在学する者</p> <p>③貸与を受けようとする者の世帯の年収が基準額(生活保護基準の1.7倍)以下である等、経済要件を満たし、学資の支弁が困難と認められる者</p> <p>④他の同種の奨学資金を受けていない者</p> <p>◆奨学資金の貸与額等(無利子)</p> <p>・奨学金(月額) 国公立(自宅通学)18,000円(自宅外通学)23,000円 私立(自宅通学)30,000円(自宅外通学)35,000円</p> <p>・入学資金(入学時のみ)</p> <p>基本額(国公立・私立とも)50,000円 私立加算額 限度額150,000円(ただし入学金相当額の範囲内)</p>																															
成果	貸与を満たした申請者全員を貸与の対象とし、修学のための経済的支援を図った。																															

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

施策名	施策の方向性	
(3) 自立に向けた意識づくりと就業支援	勤労観や社会性を養うことにより、将来の自立に向けた主体的な就学や就業が行える要支援します。	
評価	<p>中学校チャレンジウィーク事業での職場体験の実施は定着している。</p> <p>昨年度に比べ新規高等学校卒業予定者就職相談会を通じた就職内定者数は若干減少しているものの、平成26年度においても26名の就職が内定しており、一定の実績をあげることができた。また、参加生徒数に対する内定者率が昨年より2.9ポイント増加した。</p>	
今後の課題等	<p>中学校チャレンジウィーク事業については、今後も継続して取り組んでいく必要がある。</p> <p>15歳～24歳の若者における失業率は平成27年3月時点で5.1%と、総数が3.4%であるのに対して高水準で推移しており、依然として厳しい状況にある。また、新規高等学校卒業就職者の3年以内の離職率は、約4割と依然として高い数値であり、若者の早期離職も課題である。</p>	
具体的取り組み	2-（3）-ア	勤労観・職業観を養い、社会での自立をめざす支援の充実
関連事業名	中学校チャレンジウィーク事業～中学2年生5日間職場体験(再掲)	所管
事業実績	中学生2年生を対象に連続5日間以上、学校を離れ、地域の事業所で職業体験を実施した。	学校教育課
成果	<p>対象の県内すべての公立中学校98校の生徒、約14,000人がのべ4,000を超える事業所で5日間以上の職場体験に取り組むことができた。</p> <p>○事後アンケートの結果</p> <p>中学生「不得意なことや苦手なことでも最後までやり通している」 82.6%</p> <p>事業所「今後も職場体験として中学生を受け入れる機会があれば協力したい」 95.8%</p> <p>保護者「職場体験等地域社会で子どもを育てることに賛同する」 96.4%</p>	
関連事業名	若年者総合就業支援事業	所管
事業実績	<p>就職未内定者の就職促進等のため、滋賀労働局、県教育委員会等の関係機関と連携して「新規高等学校卒業予定者就職相談会」を開催</p> <p>開催日 11月19日            参加エントリー数:167名            うち参加生徒数 131名            参加事業所 75社</p>	労働雇用政策課
成果	新規高等学校卒業予定者就職相談会の開催により26名の就職が内定した。	



## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）

施策名		施策の方向性	
(1) 社会への参画促進		社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な参加を促す機会を提供します。	
評価		青年の社会参加意識を育むとともに、青年が互いに刺激を受け、青年活動の活性化につながった。	
今後の課題等		今後とも、青年活動の活性化とともに、青年の社会参加に向けた情報提供を図っていく必要がある。	
具体的取り組み	2-(1)-ア	若者の主体的な社会参画の促進	
関連事業名	青年社会参加促進事業		所管
事業実績	青年が、社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、青年の主体的な地域活動や社会貢献活動等に対し補助し、情報交換・交流事業を開催した。 ・補助団体数：8団体 ・情報交換、交流会 15名参加 ・青年サミット 24名参加		子ども・青少年局
成果	青年の主体的な活動を支援するとともに、各地域で活動する青年が交流し、情報交換することが出来た。		

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）

施策名	施策の方向性	
(2) 若者の就職支援の充実	若者が能力と適性にあつた職業を選択し、職業人として自立していくため、将来の目標をめざした就学や就業への支援を行います。また、農林水産業など地域産業に就く意欲のある若者を支援するなど、若者の就業機会の拡大を図ります。	
評価	利用者数、就職者数ともに、昨年度に比べ減少しているものの、そのほとんどが学生（既卒1年を含む）であり、大学生の就職率が回復傾向にあることなどを考慮すると、支援機関を利用せずとも自力で就職できるまでに雇用情勢が改善してきたと捉えることができ、就職者数が減少したことは、マイナスの現象ではないと判断する。 また、就職率については昨年度より増加しており、センターの支援体制・方法等について一定の評価ができる。	
今後の課題等	若者の雇用情勢については、平成27年度大学卒業者の内定状況（平成27年2月1日現在）が86.7%と、前年同期と比べ3.8ポイント増加しており、また、平成23年度から4年連続増加するなど回復している。 しかしながら、若者の失業率が依然として高水準（15歳～24歳：5.1%、25歳～34歳：4.4% ⇔ 総数：3.4%（平成27年3月））で推移しているなど、他の年代と比べ厳しい状況にある。	
具体的取り組み	2-(2)-ア	職業能力開発支援・就業支援の充実
関連事業名	若年者総合就業支援事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングジョブセンター滋賀などの就業支援機関を一体化した「おうみ若者未来サポートセンター」（滋賀県・滋賀労働局共同運営）を設置、運営。</li> <li>・若者の就職を支援するため、ヤングジョブセンター滋賀で就職に関する相談、個別カウンセリング、求人・就職関連情報の提供等を実施。</li> <li>・平成26年度のヤングジョブセンター滋賀の利用実績（登録者数 2,309人、利用者延数 20,257人、就職者数 1,713人）</li> <li>・県内企業への就職を促進するため、インターネットにより県内企業情報を発信するとともに、関係機関と連携して就職フェアを3回開催。</li> </ul>	労働雇用政策課
成果	概ね35歳未満の若者に対し、滋賀労働局・ハローワーク等と連携・協力のもと、ヤングジョブセンター滋賀を運営し、総合的な就職支援を行うことにより1,713人が就職した。	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性
(1) 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の推進	児童虐待が子どもの人格をゆがめ、次世代まで影響を及ぼす著しい人権侵害であるとの認識のもと、子どもの権利擁護の視点に立って、滋賀県児童虐待防止計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもたちが適切かつ十分な支援を受けられる体制や社会資源を充実します。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町、関係機関・団体および企業等との協働により「オレンジリボンをあなたの胸に」事業を展開し、多様な地域、場所、機会において多様な啓発活動を活発に実施でき、広く県民に児童虐待への理解と通告先の周知が図ることができた。</li> <li>・出前講座への参加により、児童虐待についての基礎知識や現状と課題、通告の対応など、一般住民や教育関係者などに児童虐待への理解を進めることができた。</li> <li>・県教育委員会(学校教育課)および健康長寿課と共催することにより、多くの教職員や医師、看護師、保健師等の医療従事者の参加が得られ、虐待の早期発見・対応に効果のあるこれらの分野での児童虐待についての理解が促進された。</li> <li>・市町や、県里親会、県民児協連など子どもに関わる関係団体に事業について周知、説明し、関係者の応募を働きかけた結果、登録家庭(者)を得ることができた。</li> <li>・スーパーバイザーやケース・マネジメント・アドバイザーの派遣を通じ市町を支援することにより、市町の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能強化が図れた。</li> <li>・家庭等からの相談に相談支援担当職員や心理療法等担当職員が応じる体制や、緊急時のショートステイ利用などの対応を行うことで、周辺地域における相談支援体制の強化が図られた。また、本体施設職員と協力して里親家庭等への相談にあたることで、きめ細かい支援を実施することができた。</li> <li>・要保護児童の増加に対応するため、里親の新規認定・登録および小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の計画的開設を進めたことにより、要保護児童の受入体制が拡充された。</li> <li>・当事者の立場である里親連合会と児童養育の専門機関である小鳩会の二つの里親支援機関が役割分担をすることにより、それぞれの特色を活かした取組を行うことができ、里親への支援の充実が図られた。</li> <li>・児童養護施設等への専門職員の配置や施設における養護形態の小規模化を進め、施設に入所する子どもに対し、よりきめ細かなケアや支援を行うとともに、里親委託の推進、里親支援を行うことができた。</li> <li>・委員による実地調査を通じて聴き取った子どもの意見や苦情等について、客観的かつ専門的な立場から施設に対して助言等を行うことにより、子どもが施設において安心して生活できるよう支援を行うことができた。児童養護施設等の入所児童や施設職員等を対象にCAPプログラムを実施し、子どもたちの権利擁護に関する意識を高め、子どもが自らを守るための力を育んだ。</li> <li>・また、児童養護施設等を退所した子どもに、自立支援ホームの利用を通じ、日常生活上の指導や職業指導などを行い、その社会的自立や就労を支援することができた。</li> </ul>
今後の課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の未然防止および早期発見、早期対応を確実にするため、県民の児童虐待および通告の意味・目的の理解や通告先の周知を徹底していく必要がある。このため、子育て家庭により身近な地域や職場等における啓発を市町、関係機関・団体および企業等と協働して進めていくことが必要である。</li> <li>・児童虐待の早期発見のためには、地域の住民や子どもに関わる関係者に対し、児童虐待への理解を深め、通告等の対応を周知していくことが必要である。今後も、幅広い対象に出前講座を開催し、さらに周知を進めていくことが必要である。</li> <li>・これまでに県内で乳幼児揺さぶられ症候群を疑われる乳児の死亡事例が発生しており、母子保健や産科医療での早期発見・対応を進める必要があることから、保健・医療関係者の児童虐待に関する専門知識の習得を目指し、より一層、保健・医療関係機関・団体との協力を進めていく。</li> <li>・各地域に、多様な子どもに対応する受入れ先を確保するため、幅広く子どもに関わる関係機関・団体に「子どもと家族を守る家」の目的等を周知し、より多くの申請者を得て、登録家庭(者)を増やすとともに、市町に対し「子どもと家族を守る家」を活用した子育て短期支援事業(ショートステイ)への取り組みを働きかけることが必要である。</li> <li>・県内の児童虐待相談件数は年々増加しており、子育て家庭にとって身近な市町での虐待の未然防止や早期発見・対応は、今まで以上に重要になってきている。このため、スーパーバイザーやケース・マネジメント・アドバイザーを確保・充実し、専門性の確保や相談等の機能強化に向け引き続き支援していく。</li> <li>・現在、設置数が県内で一カ所のため、地理的な問題等から直接支援できる地域や家庭等が限定される。特に遠隔地にある家庭等への継続的な支援については、過重な負担がかかっている。今後は、市町および子ども家庭相談センターとの役割分担をすすめるとともに、より効果的な連携体制を築いていく必要がある。また、平成27年3月に国が策定した「少子化社会対策大綱」で、施設と地域をつなぐ機関として、児童家庭支援センターを現在の104か所から平成31年度までに340か所に増やすことが目標に掲げられており、全国的にその整備推進が求められている。</li> <li>・昨年度より養育里親の更新にあたって、五年毎に法定研修を受講することが義務付けられたことに伴い、登録終了を申し出る里親等が増加している。里親等に関する啓発を行い、家庭養護の推進を行っていくとともに、引き続き里親等への実質的支援を行い、里親等の養育の質的向上を図る支援により一層努めることが必要である。</li> <li>・現在、小鳩会・県里親連合会・甲賀学園の三者を里親支援機関として指定しており、より一層効果的な連携を図り、里親への支援の充実を図っていくとともに、要保護児童の受入れ先となりうる未委託里親の掘りおこしやスキルアップに向けた取り組みの充実が必要である。</li> <li>・虐待を受けた子どもに対する心理的なケア等を行うための専門職員を必要とするすべての対象施設に引き続き配置し、ケアの充実を図るとともに、里親支援等を行う専門職員のすべての対象施設への配置をすすめ、里親委託を推進する。また、小規模グループケアについて、各施設でのグループ数を増やすとともに、地域小規模児童養護施設の設置を進め、養護形態の小規模化をより一層進める必要がある。</li> <li>・平成26年11月より、県附属機関設置条例に基づく滋賀県子ども若者審議会設置の部会へ移行し、「滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会」となった。被虐待児童等処遇困難な児童の入所が増える中、入所児童の権利擁護に引き続き取り組んでいく必要がある。</li> <li>・児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じ就業や社会生活の学習や相談など切れ目無く継続的に支援できるよう、施設と協力して退所前から子どもとの関係の構築を図り、相談支援活動につなげていく。また、児童養護施設等を退所し自立を目指す年齢の男女が、別棟であるとはいえ近い場所で生活することには性や生活の乱れ等々の危険性が伴うため、安全かつ安心な生活環境の確保に努める。また、将来的には、男女別々の場所への移転も検討する必要がある。</li> </ul>

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

具体的取り組み	3-(1)-① 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた施策の推進	
関連事業名	地域企業参画型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業	所管
事業実績	<p>・11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、オレンジリボンを活用した広報啓発を、市町関係機関・団体および企業等と協働して実施</p> <p>①街頭啓発 7回(5/2～1/25の間)</p> <p>②児童虐待防止キャラバン隊 全市町を訪問(10/9,10/10,10/15,10/22)</p> <p>③出前講座 20回(NPO法人に委託し実施)</p> <p>④企業等での取り組み(賛同企業等:80団体)</p> <p>⑤オレンジリボンでつなごう～びわ湖たすきりレー～ゴール地点イベント実施(10/24)</p> <p>⑥横断幕の掲示 県大津合同庁舎(10/31～11/28)</p> <p>※オレンジリボン配布数:約100,000枚</p>	子ども・青少年局
成果	各種の啓発活動を実施し、県民に児童虐待への理解と通告先の周知を図った。この結果、平成26年度の子どもの家庭相談センターへ相談件数、特に、一見ただけでは掴みにくいネグレクトの件数が増加した。(前年比153件増、ネグレクト H25 2,085件 H26 2,238件)	
関連事業名	地域企業参画型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業(出前講座)	所管
事業実績	<p>児童虐待防止のために、より多くの県民が児童虐待の現状や通告についてなど、この問題への理解を深めることを目的として、一般県民や教職員、民生委員児童委員などを対象に出前講座を開催した。</p> <p>開催回数 20回</p> <p>参加のべ人数 771人</p>	子ども・青少年局
成果	県内の20会場で出前講座を開催したことにより、各地域の住民や保護者、教育関係者など県民に幅広く児童虐待への理解を進めることができた。	
関連事業名	児童虐待相談関係職員研修事業	所管
事業実績	<p>市町の相談担当、保育士、教職員、医師、保健師など子どもに直接関わる仕事に従事する関係職員に対して、児童虐待相談関係職員研修を実施した。</p> <p>基礎研修および専門研修 H26年7月29日～12月18日の間に12日間(講義および演習)参加者数 延べ644人</p> <p>・児童福祉司任用資格研修 H26年12月8日～H26年2月26日の間に6日間(講義および演習)参加者数 60人(修了者数 42人)</p>	子ども・青少年局
成果	研修には、市町の相談担当、保育士、教職員、医師、保健師など幅広く子どもに直接関わる仕事に従事する多くの関係職員の参加があり、児童虐待についての専門的知識の習得や児童福祉司任用資格の修了がされたことにより、虐待の早期発見・対応や市町職員の専門性の確保に資することができた。	
関連事業名	子どもと家族を守る家づくり事業	所管
事業実績	<p>県内から広く「子どもと家族を守る家」の養育者となる方を募集。研修を実施し、終了者の家庭を「子どもと家族を守る家」として登録するとともに、子育て短期支援事業(ショートステイ)の受け入れ先としての活用に向け、登録家庭の情報を市町に提供した。また登録から5年経過した登録者について、更新研修を実施した。</p> <p>・研修 3回(3会場)開催</p> <p>・認定、登録数 8家庭11名</p> <p>・更新数 7家庭9名</p> <p>・県内から広く「子どもと家族を守る家」の養育者となる方を募集</p>	子ども・青少年局
成果	里親等、子どもに関わる関係者の研修受講があり、新たに8家庭11名を「子どもと家族を守る家」の養育者として登録できた。	
関連事業名	市町支援強化事業	所管
事業実績	<p>市町の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、スーパーバイザーおよび弁護士、社会福祉士、臨床心理士、外国語通訳等のケース・マネジメント・アドバイザーを派遣した。</p> <p>・スーパーバイザーの派遣 102回(11市町)</p> <p>・ケース・マネジメント・アドバイザーの派遣 3回(2市)</p>	子ども・青少年局
成果	<p>・スーパーバイザーを4名、市町へ継続的に派遣し、ケース会議等において助言・指導することにより、要保護児童対策地域協議会および調整機関の機能を強化できた。</p> <p>・市町の要請に応じて、ケース・マネジメント・アドバイザーを派遣することにより、児童家庭相談への適切な助言・支援を行うことができた。</p>	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	児童家庭支援センターの設置運営	所管
事業実績	<p>県内1カ所に設置(社会福祉法人小鳩会 こばと子ども家庭支援センター) 相談支援担当職員2名、心理療法等担当職員1名を配置して、地域・家庭からの相談へ対応。</p> <p>平成26年度の相談実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来所相談 219件</li> <li>・電話相談 521件</li> <li>・訪問指導 234件</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	定期的な子育て講座の開催や、家庭等からの相談に専門性の高い職員が応じることで、家庭における子どもたちの健やかな育ちを支援することができた。	
具体的取り組み	3-(1)-②   子どもの保護・ケアの充実	
関連事業名	要保護児童受入体制の整備	所管
事業実績	<p>里親の認定・登録や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の開設を促進することにより、要保護児童受入体制を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育里親 新規認定・登録 23家庭</li> <li>・ファミリーホーム 新規開設 3カ所(定員18人)</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	里親制度についてのパンフレット等による広報や里親フォーラムの開催等の結果、家庭養護への関心がより一層高まり、里親の新規認定・登録に結びついた。また、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)については、事業創設時における毎年度2カ所の開設計画に基づき、事業実施希望者と開設時期等を調整した結果、年度内に3カ所が新規開設された。	
関連事業名	里親支援ネットワーク事業	所管
事業実績	<p>里親の認定・登録および委託を促進するとともに、里親に対する各種の研修を実施。 (社福)小鳩会に里親委託等推進員を配置して里親支援事業を委託し、里親の訪問支援、レスパイトケアの調整、施設入所児童ホームステイ事業の調整等を通じて、里親への支援をうとともに、県里親連合会にも里親委託等推進員を配置して、地域里親会との協働による学習会やピアカウンセリングの実施、家庭養護普及促進事業の実施等を行う里親支援強化事業を委託して、里親への支援にあたった。</p> <p>①養育里親研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育里親研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>前期研修 : 講義(6月7日、6月21日、7月5日)+施設実習3日 修了者37人</li> <li>後期研修 : 講義(12月22日、1月8日、1月19日)+施設実習3日 修了者17人</li> <li>更新研修 : 講義(9月6日)+施設実習1日 修了者25人</li> </ul> </li> </ul> <p>②専門里親研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門里親更新研修 2回開催(2月2日、2月26日) 修了者10人</li> </ul> <p>③里親支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問支援 里親委託等推進員による家庭訪問25件、心理的ケア指導員による家庭訪問34件 他に電話相談45回</li> <li>・通信「つなぎあい」 年4回×200部発行</li> <li>・里子対象グループワーク 年4回 参加延べ人数22人</li> <li>・レスパイトケア 依頼総計3件 利用3件 利用里子3人</li> <li>・ホームステイ事業 利用希望施設5施設 利用児童19人 受入里親家庭13件</li> </ul> <p>④里親支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未委託里親啓発事業 ワークショップ年1回開催 参加未委託里親延べ25人</li> <li>・ピアカウンセリング 年9回 参加里親延べ158人</li> <li>・家庭養護普及促進事業 里親フォーラム年2回開催 動員数99人</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	里親制度の広報啓発、認定・登録に向けた認定前研修、未委託里親や専門里親の研修および委託里親への各種支援事業等により、里親への委託と支援を進めた結果、里親の認定・登録の増につながった。	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	児童養護施設等における専門職員の配置等	所管
事業実績	<p>児童養護施設等で生活する虐待を受けた子どものケアや自立支援のために、専門職員の配置や小規模グループによるケア体制の整備を行った。家庭支援専門相談員、個別対応職員については配置が義務化されている。</p> <p>①専門職員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心理療法担当職員の配置 6施設(6人)</li> <li>・里親支援専門相談員 3施設(3人)</li> </ul> <p>②小規模グループによるケア体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模グループによるケア 6施設(15グループ)</li> <li>・地域小規模児童養護施設 3施設(4カ所)</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	<p>心理療法を必要とする児童および母子等に心理療法を実施する専門職員を、対象となる全ての施設に設置できた。</p> <p>また、里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、地域支援としての里親支援を行う専門職員を、対象となる5施設のうち3施設において設置できた。</p> <p>さらに、対象となる6施設全てにおいて、小規模グループケアを導入することができた。</p>	
関連事業名	児童養護施設等の子どもの権利擁護事業	所管
事業実績	<p>児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会を開催するとともに、委員による施設への実地調査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の開催(2回) 平成25年度実地調査結果について協議、平成26年度実地調査について協議</li> <li>・実地調査(1回) 7施設(日帰り)</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	<p>すべての対象施設に対し委員による実地調査を行い、面接を通じ、直接、子どもから意見や苦情等を聴き取り、施設に適切な対応について助言等を行った。より率直な意見や気持ち等を聴き取るため、多くの子どもと個別面接の時間を設け、対応した。</p>	
具体的取り組み	3-(1)-③ 親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)、子どもの自立支援	
関連事業名	児童自立生活援助事業	所管
事業実績	<p>NPO法人びわこ青少年をサポートする会に委託して自立支援ホーム1カ所を運営し、児童養護施設の退所児童など社会的自立が困難な子どもに対し、自立支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 実人数 8人 延べ52人月</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	<p>児童養護施設等を退所した子どもたちや、行き場のない子どもたちが、ホームを利用することにより、社会で自立するためのスキルやマナーなどを学ぶことができた。</p>	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(2)DV(配偶者からの暴力)防止対策の充実	配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。))は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。また、子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待であると定義づけられています。こうした認識のもと、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援を進めるため、総合的かつ積極的に施策を推進します。	
評価	<p>・相談室の体制強化や県内の相談体制の充実・連携の強化を図ることにより、DVの防止とDV被害者の自立支援に向けた取組が進んでいる。</p> <p>・県内の若年層(中・高・大)を中心に、デートDVとは何か、相手を自分を大切にすることはどういうことかなどについて啓発を図り、DV防止など男女の人権が尊重され、あらゆる暴力を許さない男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいる。</p> <p>・県児童虐待防止計画およびDV防止基本計画に基づき、DVの防止および配偶者の保護のための広報啓発に取り組むとともに、関係機関等と連携、協力して被害者に対する相談支援活動を実施し、DV被害に遭った親子がともに安心して自立生活が送れるよう支援対策を推進した。</p>	
今後の課題等	<p>・DV相談については、被害者の保護や心のケア、自立に向けての支援など単独部局での解決は難しいので、さらに関係機関との連携を図ることが大切である。</p> <p>・交際相手から暴力や精神的支配を受ける「デートDV」は、将来、配偶者へのDVにつながる可能性が高いことから、若年層に向けた啓発が今後も必要である。引き続き平成23年度に作成したリーフレット等を通じた効果的な活用を図るとともに、教職員等が「デートDV」の正しい知識を持ち、生徒らに指導できるよう、教職員らに対する研修や意識啓発も重要である。</p> <p>・DV被害者にとって、より身近な地域での相談支援体制の整備に向けて、市町でのDV防止基本計画の策定、県や市町等関係機関との連絡会議を通じた連携を一層進めていき、また、県民に対してDVの相談機関である配偶者暴力相談支援センターの周知を進めていく必要がある。</p>	
具体的取り組み	3- (2)-ア DV防止とDV被害者の自立支援の促進	
関連事業名	相談室運営事業	所管
事業実績	<p>性別による差別的取り扱い、DV(配偶者や恋人からの暴力)やセクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関して、男女共同参画心理相談員・男女共同参画相談員、臨床心理士・弁護士による相談事業を実施するとともに、県内の相談体制の充実強化のため、相談員の育成及び資質向上に向けた研修を実施し、ネットワークづくりを図った。</p> <p>【総合相談】 相談件数 2,672件(相談方法別内訳:面接相談277件、電話相談2,395件) ※内容別では、全体のうち511件がDV相談</p> <p>【専門相談】 DVカウンセリング 89件 法律相談 22件</p> <p>【スーパーバイザーの設置】 男女共同参画相談員に対して、スーパーバイザーによる事例研究およびアドバイスを月1回実施</p> <p>【男女共同参画相談ネットワーク会議の開催(県内相談機関相互の連携)】 市町・県関係機関連絡会議1回、相談員スキルアップ講座4回、事例研究会3回</p>	男女共同参画課
成果	平成25年度から、月3回、臨床心理士によるDVカウンセリングを実施し、相談機能の充実を図った。相談員スキルアップ講座や事例研究会については、市町等の男女共同参画担当者と福祉部局担当者などが情報交換することにより、県内の相談体制の充実と連携強化につながった。	
関連事業名	デートDV防止普及啓発事業(再掲)	所管
事業実績	<p>若年者の10人に1人がデートDV(交際相手からの身体的暴力や心理的暴力など)を受けている実態があることから、平成23年度に作成したデートDV防止啓発リーフレットを増刷し、男女共同参画センターにおいて出前授業や若年層向け啓発セミナーで活用するなど啓発を実施した。</p> <p>・デートDV防止啓発リーフレット増刷</p> <p>・出前授業 中学校1校 高等学校6校 特別支援学校1校 専門学校1校 大学2校</p> <p>・若年層向け男女共同参画啓発セミナー 開催日:12月20日(参加者:21人)</p> <p>・教職員講座の実施 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進と正しい理解を深めるため、教職員講座(10年経験者研修および初任者研修における選択研修の一つに位置付け)を実施し、その中でデートDV防止啓発リーフレット等の活用の目的や活用状況等について周知した。 実施日:8月6日 参加教員等人数:36名</p>	男女共同参画課
成果	<p>中学校・高校に出前授業を行うことによって、直接若年層への男女が互いを尊重できる関係づくりの大切さについて啓発やデートDV防止に向けた働きかけができ、また、自分のキャリアデザインを考えるきっかけづくりとなった。</p> <p>若年層向け啓発セミナーでは、男女が対等な関係でお互いが相手のことを考え、思いやりの気持ちを持って相手に接することの大切さを学ぶことができた。</p>	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	DV被害者総合対策推進事業	所管
事業実績	<p>3か所の配偶者暴力相談支援センターによる相談支援活動の充実と、研修等を通じた市町や関係機関における専門機能の向上や民間団体との連携を図り、DV被害者への支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV問題対策会議 2回開催</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数 802件</li> <li>・DV被害者支援担当者研修会 1回開催 参加者数 63名</li> <li>・DV相談員養成講座 6回開催 受講者延べ 298名</li> <li>・弁護士等専門相談 延べ65人(両子ども家庭相談センター)、延べ87人(配偶者暴力相談支援センター)</li> <li>・一時保護 74名(同伴家族104名)</li> <li>・民間シェルター(1か所)への運営補助</li> <li>・若年層向けDV防止啓発DVDを県内の中学校以上のすべての学校に配布</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	<p>市町にDV基本計画の策定について働きかけた結果、計11市町で策定している。また、若年層向けのDVDの配布と同時に、養護教諭を対象として、DVについてやDVDの活用についての講習を実施した。</p>	



### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名		施策の方向性	
(3)障害のある子どもに対する支援の充実		乳幼児期において障害の早期発見と早期療養を実施し、保護者との情報共有に努めながら、切れ目ない継続した支援体制の構築を進めます。	
<b>評価</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援センター設置事業では、発達障害者支援の拠点として全県的に支援を実施できた。相談支援実人員については昨年度より142人増加するとともに、研修等により市町や福祉圏域の関係機関に対する支援を実施した。</li> <li>18市町で相談支援ファイルの作成が終了しており、ほぼ全ての市町で相談支援ファイルの活用されている。</li> <li>巡回訪問指導教員の派遣により、入院療養中の小・中学生に対する学習等の補完、心理的安定に寄与することができ、退院後在籍校へのスムーズな適応ができた。</li> </ul>			
<b>今後の課題等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援センターにおいては相談支援ニーズが高く、相談に待機が生じている状況であり迅速な対応ができるような対策が必要である。また、成人期の発達障害者支援ニーズが高いことから、成人期の発達障害者への相談支援の充実が課題である。</li> <li>大津市のみ相談支援ファイルが作成されていない。また、作成済の市町での活用状況の把握が必要である。</li> <li>入院療養中の小・中学生の状況に応じた学習の補完、相談活動等ができる指導教員の引き続きの確保が必要である。</li> </ul>			
<b>具体的取り組み</b>		3-(3)-ウ 発達障害のある子どもに対する支援	
<b>関連事業名</b>	発達障害者支援センター設置事業		<b>所管</b>
<b>事業実績</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援・発達支援(実支援人数・延支援件数) 実支援人数543人 延支援件数3482件</li> <li>相談支援・発達支援(医学的診断、心理学的判定) 実判断人数42人</li> <li>相談支援・発達支援(相談支援・発達支援に伴う情報共有等(調整会議)) 155件</li> <li>相談支援・発達支援(相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言(機関コンサルテーション)) 102件</li> <li>相談支援・就労支援(実支援人数・延支援件数) 実支援人数143人 延支援件数1314件</li> <li>相談支援・就労支援(相談支援・就労支援に伴う情報共有(調整会議)) 79件</li> <li>地域住民に対する普及啓発(パンフレットの作成等) 1件</li> <li>関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修(センター主催または共催で企画した研修) 実施回数38回 延参加人数 618人</li> <li>関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修(外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)) 実施回数26回 延参加人数1038人</li> <li>関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修(教育関係者との合同研修会) 実施回数11回 延参加人数 378人</li> <li>関係施設・関係機関等の連携(障害者総合福祉法第89条協議会等への参加状況) 参加回数24回</li> <li>関係施設・関係機関等の連携(他の協議会への参加状況) 参加回数23回</li> <li>職員の研修派遣状況 参加回数81回</li> </ul>		障害福祉課
<b>成果</b>	<p>県内の発達障害児(者)への相談支援、発達支援、就労支援を行うとともに、関係機関へのコンサルテーションなどの支援に取り組んだ。</p> <p>また、研修の開催等により支援関係者のスキルの向上に取り組んだ。</p>		
<b>関連事業名</b>	相談支援ファイルの活用推進		<b>所管</b>
<b>事業実績</b>	18市町で相談支援ファイルが活用されている。		
<b>成果</b>	18市町で相談支援ファイルが活用されている。		障害福祉課
<b>具体的取り組み</b>		3-(3)-エ 特別支援教育の推進	
<b>関連事業</b>	巡回訪問指導教員の派遣		<b>所管</b>
<b>事業実績</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院等(病弱特別支援学校または院内学級が設置されている病院を除く)に、入院療養中の通常学級に在籍している小・中学生を対象として巡回訪問指導教員を派遣し、学習支援・相談活動等を実施した。</li> <li>小学生を対象とする巡回訪問指導教員1名、中学生を対象とする国語、数学、英語、理科、社会の各1名、計6名の巡回訪問指導教員を病院へ派遣した。</li> <li>派遣対象者は、小学生6人、中学生16人、合計22人であった。</li> </ul>		学校支援課
<b>成果</b>	入院療養中の小・中学生に対して、在籍校の学習進度に合わせた指導ができた。		

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名		施策の方向性	
(4)外国人の子どもに対する支援の充実		異なる文化、習慣、価値観を持つ者どうしが、相互に理解し、互いの人権を尊重しながら、それぞれの子どもが健やかに成長していけるよう必要な支援を行います。	
<b>評価</b> ・加配教員の配置や非常勤講師の派遣により、日本語指導や生活適応指導の充実が図ることができた。 ・外国人児童生徒および保護者に対して、母語を介して適切な支援を行うことで、学校と家庭が協力しながら、生徒の学校生活等への適応を図ることができた。 ・外国人少年補導員の積極的な活用により、外国人学校および外国人児童生徒に対する継続的な働きかけを行うことができた。			
<b>今後の課題等</b> ・日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数は、ここ数年1000人近い数で推移している。対象児童生徒の状況を把握し、課題に応じた必要な支援ができる体制を継続していく必要がある。 ・日本語指導が必要な外国人児童生徒の県立学校における在籍数は増加しており、母語支援の拡充が今後ますます必要である。入学式や保護者会など依頼が集中する時期があり、より迅速に対応できるような体制づくりを進める必要がある。 ・今後も継続した活動が必要で、低年齢少年や保護者に対する働きかけを行う必要がある。			
<b>具体的取り組み</b>		3-(4)-ア 外国人の子どもへの学習支援	
<b>関連事業名</b>	教員の加配・非常勤講師の派遣		所管
<b>事業実績</b>	・外国人児童生徒が在籍する公立小中学校に対し、日本語指導に対応するため、必要に応じて教員を加配措置するとともに、外国人児童生徒が2人以上の学校には、在籍児童生徒数に応じて非常勤講師を週9時間を上限に派遣、加配教員を措置している学校にあっても30人を超える学校については、非常勤講師を週9時間派遣するもので、加配教員を23名配置、非常勤講師を延べ74名(平26年度末)派遣した。 ・また、外国人生徒が在籍する県立高等学校に対しても、加配教員を4名配置した。		教職員課
<b>成果</b>	加配教員の配置や非常勤講師の派遣により、日本語指導や生活適応指導の充実が図ることができ、また、外国人児童生徒に対する適応支援や日本語指導等を行うことで、学習意欲の向上や学校生活への適応を図ることができた。		
<b>関連事業名</b>	外国人児童生徒ハートフル支援事業		所管
<b>事業実績</b>	・派遣したハートフル支援員数：計8名 ・派遣校数：21校(高等学校17校、特別支援学校4校) ・派遣回数：54回(ポルトガル語27回、スペイン語25回、タガログ語2回)		学校教育課
<b>成果</b>	保護者懇談会、面談等で、外国人児童生徒とその保護者の思いや願いを学校に伝えたり、学校からの連絡事項や文書の内容等を伝えたりするなどの支援を行うことで、保護者と学校の情報の共有と信頼関係の構築に成果があった。		
<b>具体的取り組み</b>		3-(4)-ウ 外国人の子どもの健全な育成の支援	
<b>関連事業名</b>	外国人少年健全育成支援の実施		所管
<b>事業実績</b>	○外国人少年補導員による外国人学校における非行防止支援 外国人少年補導員が外国人学校に赴き、外国人児童生徒に対して万引き防止や日本の法律・ルール等について合計47回の非行防止教育支援を実施したほか、外国人児童生徒対象の巡回少年相談を16回実施した。 ○外国人学校・警察ネットワーク会議の開催 外国人学校と警察とのネットワーク会議を開催し、外国人児童生徒の健全育成に関する意見交換を実施した。		警察本部少年課
<b>成果</b>	外国人学校の非行防止教育支援に関する意識を高めるとともに、外国人児童生徒の規範意識及被害防止意識の向上を図ることができた。		

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性
(5) 非行防止対策等の推進と心の問題への対応の充実	青少年の非行防止活動等を推進し、社会的に自立する上で何らかの課題がある青少年の支援を充実します。
評価	<p>7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」に県下一斉啓発日を設定し、全市町で行政と民間の協力による広報啓発を行うとともに、少年センター等による立入調査やフィルタリングソフト利用促進など、青少年を有害環境から守り、よりよい育成環境をつくる活動を集中的に行った。</p> <p>市町や関係機関・団体の協力を得て、全県下で保護者をはじめ県民にインターネット環境が青少年に及ぼす影響やフィルタリングソフトの効果等について周知することができた。</p> <p>平成20年の条例改正後、引き続き、携帯電話販売店へのアンケート調査を行い、青少年のフィルタリングソフトの利用状況の一端が把握できた。</p> <p>7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に、全市町において広報啓発や関係業者への働きかけなど、青少年を有害環境から守り、よりよい育成環境をつくる活動を集中的に行った。</p> <p>関係機関等と連携し各種運動・啓発活動を実施した結果、少年を含むあらゆる年代に対して薬物乱用問題に関する認識を深めることができた。</p> <p>無職少年対策連絡会議等を通じて教育や警察などの関係機関と連携し、街頭補導活動、相談活動や無職少年の就労・就学の支援を実施することにより、青少年の非行防止と健全育成を効果的に推進することができた。</p> <p>平成16年度から県内の少年センターに青少年立ち直り支援センター（あすくる）機能を設置し、警察、教育、福祉等の関係機関と連携して、非行少年等の立ち直りの支援事業を推進してきた結果、関係機関等において「あすくる」の役割や機能が浸透しつつあり、支援少年数は減少したものの、昨年度の実績やプラン目標の70%を超える支援完了率（77.0%）を達成した。</p> <p>子どもや青少年の心の問題または保護者の子育てに関する悩みに対応するため、子ども・子育て応援センターにおいて相談に応じるとともに、相談支援体制の充実に向け、電話相談に応じる人材の養成を進めることができた。</p> <p>不登校傾向の生徒が、教室復帰することができたり、多面的な子ども理解の浸透が進み、教職員の実践力が向上した。また、公立中学校における不登校生徒は、減少傾向にあり、スクールカウンセラーの活用により不登校の未然防止にも効果が現れるようになった。</p> <p>平成24年度途中からスクールカウンセラーが毎日常駐するいじめ対策に係るモデル校を設定し、その効果について研究調査を継続している。</p> <p>不登校未然防止、各校のいじめ対策委員会等への参加の観点から、スクールカウンセラーを中学校区内の小学校へ各中学校から6時間以上派遣した。</p> <p>学齢期の行き渋りや不登校状態を改善することができ、課題を抱えた子どもたちの社会的自立に向けた支援ができています。</p> <p>ひきこもりの相談件数が増加し、ひきこもりの相談窓口として周知されるとともに、支援関係者からは三次機関としての専門的機能が求められている。また、ひきこもっていた本人が、支援を受ける側から支援する側へとシフトできるような人材育成や活動の場の提供も積極的に支援している。</p>

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

今後の課題等		
<p>長年に渡る行政と民間の協力による啓発活動や設置者等への働きかけの結果、平成23年3月に図書等自動販売機が全台撤去できたことから、青少年を有害な環境から守り、よりよい育成環境をつくるには、即効的な方法は無く、県民への広報啓発や関係業者への働きかけを継続的に実施していくことが必要である。</p> <p>携帯電話販売店における青少年のフィルタリングソフト設定率は52.7%であり、設定しない理由の多くが「保護者が必要ないと判断したため」であった。今後、アンケート調査の継続による利用状況の把握とともに、青少年だけでなく、保護者に対してもインターネットサイトの危険性とフィルタリングソフトの必要性を啓発していく必要がある。</p> <p>インターネット上における有害情報の氾濫、ネットいじめ等の問題が深刻となっている現状からも、青少年はもちろん、その保護者等に対する広報啓発や携帯電話販売店等の関係業者への働きかけを途切れることなく継続的に実施していくことが必要である。</p> <p>携帯電話等を利用してインターネット等から薬物を容易に入手できる環境があるため、子どもに対する薬物乱用防止教育に一層取り組む必要がある。</p> <p>経済面など家庭環境の影響から就労・就学に至らず無職となる少年も多いことから、保護者・家庭への支援を含めて青少年の非行防止と健全育成を進めていくため、少年センターと市町の児童家庭相談担当や子ども家庭相談センターなどの福祉関係機関との連携も強化していく必要がある。</p> <p>ここ数年、青少年立ち直り支援センター(あすくる)には、不登校やひきこもり、発達障害などの問題を抱え非行傾向にある青少年に関する相談が増加しており、各地域に適切な支援機関・方策が不足していることもあって、「あすくる」が対応しているが、今後、これらの問題を抱える青少年を適切に支援するためには、福祉・医療・教育等の関係機関との一層の連携や機能の充実、職員の能力の向上が必要である。</p> <p>問題を抱え悩む子どもや保護者などが気軽に相談できるようセンターの周知に努めるとともに、様々な悩みに対して適切な支援ができるよう、相談員の資質の向上を継続して図っていく必要がある。</p> <p>年々、児童生徒や保護者からのニーズが高まっているものの、そのニーズに十分対応できる派遣時数を予算的に確保できない状況がある。各校におけるいじめ対策委員会に参加する体制作りなど、いじめ問題への対策強化についてもスクールカウンセラーを活用し、いじめ被害者のみならず、加害者へのケアを強化し、再発防止に努めねばならない。</p> <p>この事業は、不登校状態にある児童を学校に復帰させることを最重要課題として捉えており事業効果が高いが、15市町に留まっている。</p> <p>ひきこもり状態にある当事者家族への長期的な支援の展開や、ひきこもり状態にある背景や疾患等総合的な相談やアセスメントの機能を持ち、その人材を育成していくことが課題。</p>		
具体的取り組み	3-(5)-ア	健全な育成環境の整備
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業(再掲)	
事業実績	<p>県青少年健全育成条例に基づき、有害図書等の指定、7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に、万引き等の初発型非行の抑止の啓発活動を行うとともに、各少年センターに委託して図書販売店等への立入調査や指導などを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害図書等の指定 図書180冊</li> <li>・立入調査 延べ805回(16少年センターの計)</li> <li>・青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間推進対策会議 1回開催</li> </ul>	
成果	7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の実施に向けて、同月間推進対策会議を開催し、関係業者・団体との情報交換と情報共有を行ったうえ、啓発活動や少年センター等による立入調査を実施した。	
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業(再掲)	
事業実績	<p>・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の重点施策に「インターネット上の非行・被害防止対策の推進」を掲げ、県内一斉街頭キャンペーン日を設定するなど啓発活動を進めた。(全市町で実施)</p> <p>・少年センターにより、携帯電話販売店への青少年のフィルタリングソフト利用のアンケート調査と利用勧奨を行った。(携帯電話販売店:対象135店、回答135店、回収率100%)</p>	
成果	7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に、全市町において啓発活動を進め、インターネットサイトの危険性の周知とフィルタリングソフトの利用促進を図った。 少年センターにより、携帯電話販売店に対し、アンケートの依頼・回収時に青少年のフィルタリングソフト利用の勧奨を働きかけた。	
		所管
		子ども・青少年局
		所管
		子ども・青少年局

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業(再掲)	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の実施事項に「有害環境の浄化活動等の推進」のひとつとして「インターネット上の非行・被害防止対策の推進」や、「万引きを抑止する対策の推進」「いじめ・暴力行為等の問題行動等への対応」の3点を掲げ、携帯電話事業者、量販店等の関係機関・団体と連携して啓発活動を進めた。</li> <li>・青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間推進対策会議 1回開催</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の実施に向けて、同月間推進対策会議を開催し、関係業者との情報交換と情報共有を行ったうえ、連携して啓発活動を進めた。	
関連事業名	薬物乱用防止対策事業(再掲)	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダメ、ゼッタイ。」普及運動の実施 実施期間：平成26年6月20日～7月19日 平成26年6月21日 6・26ヤング街頭キャンペーンを実施。</li> <li>・覚醒剤・シンナー乱用防止強化運動の実施 実施期間：平成26年6月20日～7月19日、平成26年10月1日～11月30日</li> <li>・各少年センターが行う薬物乱用防止啓発活動に対する補助の実施 16少年センターに対して補助。</li> <li>・薬物乱用防止推進大会の開催 平成26年11月に開催。参加人数127名</li> <li>・シンナー等取扱者に対する立入調査委託の実施 少年センター、警察署、保健所が連携して、シンナー等取扱者施設793施設に対して、立入調査を実施。</li> </ul>	薬務感染症対策課
成果	各種運動・啓発活動を県内各地で展開することにより、子どもやその家族を含めた多くの世代に対して薬物乱用防止に向けた啓発ができた。 シンナー等取扱者に対する立入調査により、事業所におけるシンナー等の取扱いの適正化が図れた。	
具体的取り組み	3-(5)-イ   非行防止、立ち直り支援の推進	
関連事業名	無職少年非行防止対策費	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>各少年センター(16カ所)に無職少年の自立を支援する専従職員を配置し、学校や職場などの帰属先がなく非行に陥りやすい無職少年に対して、就労・就学等を支援するほか、不良行為少年等に対する街頭補導活動や問題を抱える少年への相談活動等を実施した。</li> <li>・指導無職少年数 延べ186人(うち就職・就学者数 延べ124人)</li> <li>・無職少年対策連絡会議 1回開催</li> <li>・補導回数 5,419回</li> <li>・相談件数 延べ10,338件</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	各少年センターにおいて、学校や企業と連携して無職少年に就労・就学等の支援を行った結果、124人(12人減)が就職・就学した。 少年補導委員の協力を得て街頭補導活動を行った結果、延べ11,471人(985人増)の少年を補導した。	
関連事業名	非行少年等立ち直り支援事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>9カ所の少年センターに、支援コーディネーター、臨床心理士、教員を配置して青少年立ち直り支援センター(あすく)機能を設置し、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくり等により、非行少年等の立ち直りを支援した。</li> <li>・支援少年総数 130人(支援継続少年54人を含む)</li> <li>・支援完了少年総数 74人(就職・就学・目標達成・中止した少年数)</li> <li>・支援完了率 77.0%((就職+就学+目標達成)÷支援完了少年総数×100)</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	青少年立ち直り支援センター(あすく)において支援した少年は、昨年度より47人減少した。これらの少年に対して個々に応じたプログラムに基づき、学校や支援企業等と連携して就労・就学等の支援を行った結果、57人が就職、就学、目標達成することができた。	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

具体的取り組み	3-(5)-ウ	心の問題への対応の充実	
関連事業名	子ども・子育て応援センターの運営		所管
事業実績	<p>子ども・子育て応援センター(愛称:こころんだいやる)において、年末年始を除く毎日、電話相談を開設し、子どもや青少年の抱える問題への相談・支援を行うとともに、民間団体と協働して子どもの電話相談を受ける人材を養成する講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 延べ3,004件(電話相談 2,994件、面接相談その他 10件)</li> <li>・子どもの電話受け手養成講座 1回開催(3日間の講座) 参加者66人</li> </ul>		子ども・青少年局
成果	<p>電話相談啓発カードの作成や配布など、子ども・子育て応援センターの周知を進めたことにより、前年度に比べ全体の相談件数が増加した。(227件増)</p> <p>「子どもの電話受け手養成講座」には、多くの参加者が得られ、子どもに対する相談支援活動に従事する人材の養成が行えた。</p>		
関連事業名	スクールカウンセラー等活用事業		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー配置時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校(市町立・県立すべての中学校100校に配置)</li> <li>高等学校(県立高等学校46校に配置)</li> <li>総派遣時間数(当初)23,828時間(いじめから子どもを守るための相談活動推進事業含む)</li> </ul> </li> <li>・相談件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒・保護者から 11,341件、教職員から 13,258件の相談がある</li> <li>663回の校内研修を実施した</li> </ul> </li> <li>・平成24年度よりスクールカウンセラーが毎日常駐するモデル校4校を設定</li> <li>・中学校区内の小学校に適宜スクールカウンセラーを派遣する、小中連携校4校を8校に拡大</li> <li>・中学校区内の小学校へ各中学校から6時間以上の派遣</li> </ul>		学校教育課
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席の減少など改善した者(小中高合計)775人、うち教室復帰できた者176人。</li> <li>・スクールカウンセラーがいじめ問題に関して236件対応した。</li> <li>・モデル校4校において不登校の在籍率が2年連続して下がった。</li> </ul>		
関連事業名	スクーリング・ケアサポーターの派遣事業		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣市町 12市3町</li> <li>・スクーリング・ケアサポーター派遣時間数 15,960時間</li> <li>・総派遣人数 88人</li> </ul>		学校教育課
成果	<p>スクーリング・ケアサポーターとして延べ88人の大学生等が607人の児童にかかわり、84%にあたる511人が好転した。また、教室に行けなかった114人のうち、28%にあたる33人が教室に行けるようになった。</p>		
関連事業名	社会的ひきこもり対策事業(精神保健福祉センター)		所管
事業実績	<p>平成22年4月より、県立精神保健福祉センター内にひきこもり支援センターを設置し、①個別相談、②集団指導(家族、当事者の会等の支援)、③従事者研修会の実施、④連絡会議の開催、⑤その他を実施。</p> <p>&lt;H26年度事業実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①(個別相談) 電話:1,997件 来所:2,011件 訪問:62件 メール:102件</li> <li>②(集団指導) ひきこもり家族教室 10回 延347名 とまとの会 12回 延124人 仲間の会 13回 延162人 作業グループ 17回 延221人</li> <li>③(事例検討会) 46回(所内および保健所等で開催) (従事者研修会) 基礎研修 4回 参加278人 公開講座 4回 参加329人</li> <li>④(連絡会議) 3回</li> <li>⑤(その他) ボランティアチーム 12回 参加70人 10代サークル 10回 参加29人 女子会 9回 29名</li> </ul>		障害福祉課
成果	<p>ひきこもり支援センター開設4年目で、アウトリーチや事例検討等を通じた従事者の資質向上や、当事者活動の充実に向けた場の設定の拡大を図りながら、関係機関との協働を更に進めている。</p>		

## 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(1) 真の自立をめざし、生活の安定および向上を図る就業支援	ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保するとともに、子どもの成長に伴い変化する就業形態に対する希望にも柔軟に対応できる就業支援を実施します。	
<b>評価</b>	<p>平成26年8月に開設された「滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前」において出張相談を実施したことにより、相談利用者・就業者が増加した。母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により多くのひとり親家庭の親の就業を支援することができた。</p> <p>就労経験が乏しい等の理由で失業状態にある母子家庭の母等や、出産・育児を理由に離職し、再就職を希望する女性等に対して、就労への再チャレンジの機会を提供し、職業的自立を促すため、女性の就労ニーズに応じた職業訓練を行い、一定の成果があった。</p>	
<b>今後の課題等</b>	<p>ひとり親家庭等の親の就業を促進するため、雇用の開拓や就業相談、就業情報提供事業等関係機関と連携し、引き続き自立に向けた支援施策を実施する必要がある。</p> <p>ひとり親家庭の親を対象とした訓練(講習)においては、ハローワークや母子福祉関係機関との連携を深め、より就職につながりやすい訓練(講習)となるよう取り組んでいく必要がある。</p> <p>今後も引き続きニーズにマッチした内容の職業訓練の実施に努めるとともに、公共職業安定所、市町および滋賀マザーズジョブステーション等関係機関との連携により、訓練の周知を行うことにより受講促進を図り、就職率の向上を図る必要がある。</p>	
<b>具体的取り組み</b>	4- (1) -ア 一人ひとりの状況やニーズに応じた就業情報提供、職業あつせんおよび能力開発の支援の推進	
<b>関連事業名</b>	母子家庭等就業・自立支援センター事業	<b>所管</b>
<b>事業実績</b>	<p>・ひとり親家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業サービスの提供等のため、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて各種就労指導を実施。</p> <p>①就業相談事業 就業相談に応じ家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等の情報提供など、助言指導を行うとともに、各地域に赴き、就業にかかる巡回相談等を実施。 →来所相談: 441件、電話相談: 577件、巡回相談: 55件 合計1,073件</p> <p>②就業促進活動事業 公共職業安定所等と連携し、求人情報を提供。また、企業等を訪問し、ひとり親家庭の母等の就労等に対し理解を得る活動を実施。</p> <p>③就業支援講習会事業 能力開発の機会を提供し、経済的自立を促進するため、就業につながりやすい技能、資格を習得するため講習会を実施。 →パソコン講習会修了者 54人 →調剤報酬請求事務講習会修了者 14人</p> <p>④就業情報提供事業 ひとり親家庭の母等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、インターネット等を活用して求人情報を提供するとともに、情報収集や啓発活動などを実施。</p> <p>⑤母子・父子自立支援プログラム策定事業 滋賀県母子・父子自立支援プログラム策定実施要綱に基づき、個々の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施。→策定人数 100人</p>	子ども・青少年局
<b>成果</b>	<p>就業相談から就業支援講習会への参加、就業情報の提供等を実施し、ひとり親家庭等の就労支援を行ったことにより、112名の方が就業された。 また、母子・父子自立支援プログラム策定事業を通じて、61名の方が就業された。(173名)</p>	

#### 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

関連事業名	女性の再チャレンジ支援能力開発事業(再掲)	所管
事業実績	<p>○母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練期間 : 2~3ヶ月間</li> <li>・ 実施形態 : 集合型 12名×4コース 計48名 優先型 ※離転職者対象コースの一部に優先枠を設けて実施(定員22名)</li> <li>・ 訓練内容 : パソコン・経理事務、介護員養成、医療事務 等</li> <li>・ 平成26年度実績 : 受講者 14名 修了者 14名 就職者 10名 就職率 71.4%</li> </ul> <p>○出産・子育て等を理由に離職した女性等を対象とした短期間の職業訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練期間 : 10日間</li> <li>・ 実施形態 : 集合型 ①15名×4コース ②10名×2コース 計80名</li> <li>・ 訓練内容 : パソコンの基本操作の習得(ワード・エクセル基礎コース、実務活用コース、検定対策コース等)</li> <li>・ 平成26年度実績 : 受講者 74名 修了者 67名 就職者28名 就職率40.0% ※就職者には中途退職者3名を含む</li> </ul>	労働雇用政策課
成果	<p>母子家庭の母等を対象とした職業訓練の受講者を一定就職に結びつけることができた。          出産・子育て等を理由に離職した女性等を対象とした短期間の訓練については、託児サービスの提供により受講しやすい環境を整備した結果ほぼ定員を充足し、短期間の訓練ながら一定の就職に結びつけることができた。</p>	



## 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名		施策の方向性	
(2) 仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進		子育てと就業等との両立は、子どもを持つひとり親家庭にとって不可欠であることから、安定就労のため、多様なニーズに対応する保育所、放課後児童クラブなどの子育て支援施策を着実に推進します。また、家事、育児の援助などの支援を推進します。	
評価		<p>家事・育児の援助など、ひとり親家庭の支援として実施しているホームフレンドの派遣は引き続き一定の需要があり、ひとり親家庭等への支援の一助としての役割を今後も果たすことが見込まれる。平成25年度からは、草津市が当該事業を新たに開始している。</p> <p>家庭生活支援員の派遣については、引き続き需要があり、ひとり親家庭等への支援の一助としての役割を今後も果たすことが見込まれる。</p>	
今後の課題等		<p>ひとり親家庭の子どもは、親とのコミュニケーションの機会が、ふたり親家庭より少なくなりがちであるため、今後もホームフレンドの派遣による支援を続けていくことが必要と思われる。</p> <p>家庭生活支援員の派遣により、引き続き、家事、育児の支援を進めていくことが必要である。特に、父子家庭への派遣が今後増加するものと見込まれ、父子家庭への支援がこれまで以上に重要になる。</p>	
具体的取り組み	4-(2)-イ	家事・育児の援助などの支援の促進	
関連事業名	ひとり親家庭ホームフレンド事業(児童訪問援助事業)		所管
事業実績	<p>・ひとり親家庭の小・中・高校生を対象に、話し相手や勉強の簡単な手伝いをするホームフレンド(大学生)を派遣。</p> <p>事業実績 ホームフレンド 15人、派遣先 15世帯、活動回数 76回</p>		子ども・青少年局
成果	子どもに対して話し相手や遊び相手、学習指導などを行い、子どもの心の支えとなった。		
関連事業名	母子家庭等日常生活支援事業		所管
事業実績	<p>・ひとり親家庭等に対して、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣するなど生活支援や子育て支援を実施。</p> <p>事業実績 (1)父子家庭 派遣実績:16件、64日 (2)母子家庭 派遣実績:78件、161日</p>		子ども・青少年局
成果	ひとり親家庭等に対して、家庭生活支援員を派遣し、家事援助や子どもの世話等を行うことにより、サポートを行った。		

#### 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名		施策の方向性	
(4) 生活の安定と自立を可能にするための経済的支援		経済的支援の推進や養育費について、広報・啓発・相談の実施により、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。	
<b>評価</b> 母子父子寡婦福祉資金の貸付により、母子家庭等の生活の安定と自立に向けた経済的支援を行った。			
<b>今後の課題等</b> 引き続き、母子家庭等の生活の安定に向け母子父子寡婦福祉資金を貸付け、生活の安定と自立を促進する必要がある。			
<b>具体的取り組み</b>		4-(4)-ア 経済的支援	
<b>関連事業名</b>	母子福祉資金の貸付、父子福祉資金の貸付 寡婦福祉資金の貸付		<b>所管</b>
<b>事業実績</b>	・母子家庭等の経済的自立の支援と生活意欲の向上を図り、あわせて児童の福祉を増進するための資金の貸付。 (貸付の種類) (1)修学資金・(2)就学支度資金・(3)修業資金・(4)就職支度資金・(5)技能習得資金・(6)医療介護資金 (7)生活資金・(8)住宅資金・(9)転宅資金・(10)結婚資金・(11)事業開始資金・(12)事業継続資金 (実績) 母子貸付 254件、131,950,300円 寡婦貸付 10件、6,391,000円		子ども・青少年局
<b>成果</b>	母子貸付は、H21年度以降は全体としてほぼ横ばいの傾向にあり、昨年度は対前年度の91.0%(13,128千円減)となった。(H25:145,078,600円) 寡婦貸付も同様にほぼ横ばいの傾向であり、貸付額は前年度の121.4%(1,125千円増)となった。(H25:6,391,000円) 父子については実績がなかった。		

## 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(5)心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施していくための体制づくり	行政と母子福祉団体等が連携し、ひとり親家庭に対する相談・支援体制を充実します。	
<b>評価</b>	<p>ひとり親家庭福祉推進員は身近な相談相手として各地域(概ね小学校区に1名程度)に設置しており、ひとり親家庭等の支援の最前線において重要な役割を担っており、各種施策浸透にも大きな役割を果たしている。</p> <p>母子・父子自立支援員、プログラム策定員等ひとり親家庭に対する相談や支援に携わる関係者にとって、合同会議や研修会は、毎年改正される制度等、ひとり親家庭福祉関連事業のポイントや新しい取扱いについて学ぶ貴重な機会であり、そこで得る知識と成功例は処遇困難ケースへの対応等活動の指針として重要な意味を持っている。</p>	
<b>今後の課題等</b>	<p>ひとり親家庭福祉推進員は市町からの推薦により2年毎に委嘱を行っているが、過去からの経緯で、母子福祉団体所属の寡婦が従事されていることが多い。自身の体験を踏まえて対応できるという点では望ましいが、高齢化が進み若年母子が増加する今日にあっては対応が困難なケースもあるのではないかと懸念される。自治体によっては、民生委員児童委員や行政職員OBなど母子福祉団体の会員以外の推進員が増えてきている。近年父子家庭の父の支援も必要となってきており、男性への対応に困惑される推進員もいることから、県域で数名程度男性の推進員を設けることも課題として考える必要がある。</p> <p>ひとり親家庭福祉担当職員合同会議・研修会は従来福祉事務所設置の市や県(郡部:健康福祉事務所)の担当職員を対象としてきたが、平成22年度より町の担当者へも案内し、参加を呼びかけている。困難かつ多様なケースへの対応は関係機関が連携して対処していく必要があり、関係職員の全体的な資質向上が課題である。</p>	
<b>具体的取り組み</b>	4-(5)-ア 母子・父子自立支援員・ひとり親家庭福祉推進員などによる相談体制の充実	
<b>関連事業名</b>	ひとり親家庭福祉推進員の設置	所管
<b>事業実績</b>	<p>ひとり親家庭に対しての相談活動や情報提供、制度の活用支援のため、母子・父子自立支援員の協力者として「ひとり親家庭福祉推進員」を設置。</p> <p>平成26年4月から2年間で232名に、滋賀県ひとり親家庭福祉推進員を委嘱。</p>	子ども・青少年局
<b>成果</b>	広報誌「ひとり親家庭サポート定期便」等行政情報の配布、母子父子寡婦福祉資金貸付等を申請する際の、意見書作成等、ひとり親家庭の状況に必要なに応じて行政へつなぐ「行政とのパイプ役」として、ひとり親家庭が安心して生活や子育てができる環境づくりのため、各地域でひとり親家庭の支援につながった。	
<b>関連事業名</b>	母子・父子自立指導員等の資質の向上	所管
<b>事業実績</b>	<p>地域の母子家庭等ひとり親家庭に対して、効果的かつきめ細やかな支援を実施できる体制の確保のため、ひとり親家庭を支援する母子・父子自立支援員・プログラム策定員など、相談関係業務に従事する職員に対する情報提供や、資質向上のための会議・研修会を開催。</p> <p>①ひとり親家庭福祉担当職員合同会議 第1回平成27年3月10日 10:00～12:00 参加者36名</p> <p>②ひとり親家庭福祉担当職員合同研修会 第1回平成27年3月10日 13:00～16:00 参加者36名</p> <p>③母子・父子自立支援員全国研修会・養育費相談支援全国合同研修会への参加</p> <p>④ひとり親家庭福祉推進員研修会の開催</p>	子ども・青少年局
<b>成果</b>	各地域で活動する母子・父子自立支援員・プログラム策定員等相談関係業務従事職員に対し、合同会議では、ひとり親家庭福祉関連事業の制度改正や、事業内容等について周知することができた。また、合同研修会では、ひとり親家庭のおかれている現状を学び、今後の活動へのヒントを得る良い機会となった。	

## 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(6)ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するための企業や県民等に向けた広報・啓発	ひとり親家庭に関する関係者の情報共有を進め、円滑な相談・支援を推進します。また、企業や県民等に向けた広報・啓発を推進し、ひとり親家庭に対する県民の理解を深めます。	
<b>評価</b>	<p>研修会を開催することで、ひとり親家庭の身近な相談相手である「ひとり親家庭福祉推進員」に対して、ひとり親家庭への支援策等について一定の周知を図ることができた。また、地域連絡会議においては、少人数で話し合うため、各ひとり親家庭福祉推進員が日々の活動で抱えている思いを発言しやすく、問題点等を共有することができた。</p> <p>ひとり親家庭に、直接、ひとり親家庭施策等必要な情報を提供するため「ひとり親家庭サポート定期便」を発行し、配布した。 (平成27年3月の配布部数:2,325(母子2,137、父子188))</p> <p>「ひとり親家庭等のしおり」は、各種福祉施策・貸付・就労相談・医療費助成・育児相談など他分野の情報で、かつ県・市町単独事業のように実施機関が個々に広報している施策も含め、様々な施策を一元的に取りまとめ、問い合わせ先等も明記していることから、分かりやすく、使いやすいと一定の評価を得ている。</p>	
<b>今後の課題等</b>	<p>研修会等に全く参加しない推進員(担当エリアで母子父子寡婦福祉資金貸付やサポート定期便の希望がない、あまり活動の機会がない推進員に多い傾向がある。)に対して、ひとり親家庭福祉施策の周知・啓発を行うことが必要である。「ひとり親家庭等のしおり」や「サポート定期便」、各種研修資料を送付しているが、その習熟および活用について、母子・父子自立支援員に声かけや確認を依頼していく必要がある。</p> <p>また、地域ごとに推進員の活動状況に違いがあるため、他地域との情報交換についても検討していく必要がある。</p> <p>「ひとり親家庭サポート定期便」については、ひとり親家庭に役立つよう、質の高い情報とするとともに、本当に求められている情報が必要な家庭に配布されているか確認することも必要である。</p> <p>福祉施策を活用しておらず、市町に把握されていない孤立したひとり親家庭が、求めれば必要なときに、必要な情報を得ることができるよう、情報提供方法の多様化(例:ホームページ)等についても検討していく必要がある。</p>	
<b>具体的取り組み</b>	4-(6)-ア	関係機関等における適切な情報共有
<b>関連事業名</b>	ひとり親家庭福祉推進員研修会の実施等	所管
<b>事業実績</b>	ひとり親家庭の身近な相談相手である「ひとり親家庭福祉推進員」に対して、各種施策や制度、個人情報の取り扱い等について研修を実施。 事業実績 研修会 第1回 平成26年4月18日(金) ひとり親家庭福祉推進員委嘱式当日に開催 対象:県ひとり親家庭福祉推進員、大津市ひとり親家庭福祉推進員および行政関係職員 第2回 平成26年12月18日(木) ひとり親家庭福祉推進員感謝状贈呈式当日に開催 対象:県ひとり親家庭福祉推進員、大津市ひとり親家庭福祉推進員および行政関係職員	子ども・青少年局
<b>成果</b>	第1回研修会は、ひとり親家庭福祉推進員委嘱式のあとに開催し、およそ8割の推進員が出席した。第2回研修会は、ひとり親家庭福祉推進員感謝状贈呈式のあと開催し約7割の推進員が出席し、養育費や各種施策・制度について研修を受講した。(欠席者にも後日資料を配付し、情報の周知徹底を図った。)	
<b>具体的取り組み</b>	4-(6)-イ	ひとり親家庭に対する施策の周知の徹底
<b>関連事業名</b>	ひとり親家庭サポート定期便事業	所管
<b>事業実績</b>	・ひとり親家庭からの相談に応じ、必要な制度の活用支援を行うため、年3回「ひとり親家庭サポート定期便」を作成し、当冊子を希望する家庭に対して、ひとり親家庭推進員が個別に訪問配布。 H26年7月・12月、H27年3月に各3,000部作成し、ひとり親家庭に配布。	
<b>成果</b>	養育費・面会交流、子どもに対する犯罪防止および児童扶養手当の制度改正などの情報を掲載し、ひとり親家庭に必要な情報を提供した。 また、ひとり親家庭を積極的に雇用している企業の紹介や、母子家庭等就業・自立支援センターからのお知らせなど、就労支援に関する情報の提供も行った。 この他、ひとり親家庭福祉推進員が、冊子を訪問配布することにより、ひとり親家庭の実態把握にもつながった。	子ども・青少年局

#### 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

関連事業名	「ひとり親家庭等のしおり」の作成	所管
事業実績	ひとり親家庭の父・母および寡婦に関する制度や施策をまとめた「ひとり親家庭等のしおり」を18,000部作成し、市町・関係団体等を通じてひとり親家庭等に配布。	
成果	ひとり親家庭、民生委員・児童委員、ひとり親家庭福祉推進員、各種児童福祉施設、相談機関(子ども家庭相談センター・ハローワーク)等に配布することにより、様々な分野で取り扱っているひとり親家庭等への施策を一元的に周知することができた。	子ども・青少年局